



グラムなりを一年間、二年間にわたって放出する  
ような企業はもはやなくなっていると考えられる  
わけでございます。したがって有機水銀の放出が  
この法律案にひっかかるというものはやはりな  
いと考えていいのではないかと考えております。

第二に、いままで訴訟の対象になっていない汚染  
質の中で最も有害なものはカドミウムでございます。  
ところが、カドミウムにつきましてもはどれだ  
けの量を放出するかという、いかなる条件のも  
とでどれだけの量を放出すると人の健康あるいは  
生命に影響をもたらすか、これは科学的にはわか  
らないものでございます。カドミウムが有害であ  
るという事は、これは間違いないでございます。定  
性的に有害であるという事は、これは間違いない  
事実でございます。しかし定量関係になってま  
いますと、これは全くいまの段階では不可解で  
ございます。証明不能でございます。富士地方裁  
判所で起こっているイタイイタイ病の損害賠償事  
件に関連いたしまして被告、三井金属側は、次の  
ような事項につきまして鑑定を申請しているわけ  
でございます。一つは、カドミウムの人体吸収率  
はどれだけあるかということでございます。これ  
は人体実験をしない限り現在の段階では確定す  
ることができません。したがって、いかなる科学者  
でありまして、現在の段階で人体吸収率がどれ  
だけあるかということを経験的に判定し、それを  
鑑定書として提出することはできないのでござ  
います。しかもこれは個人差が非常に多いこと  
になってくるであろう。したがって一律に人がど  
だけカドミウムを吸収するかという、そういう法  
則を出すことはできないだろうと考えるのでござ  
います。

それから、次に、カドミウムによる、カドミ  
ウムを口からとった場合に、じん臓の細胞関係がど  
のような変化を起こすであろうかという鑑定事  
項、それが提出されているわけでございますけれ  
ども、これも現在の段階で科学的に証明すること  
は不可能である、おそらくモデル的なものの説明  
はできると思いますが、モデル以外の

ものについての説明をすることは不可能であると  
考えていいと思うのでございます。

それから、次に、尿でございすが、じん臓細  
胞障害がある場合に他の要因がなくて骨格に、  
骨の何か症状を呈するかという鑑定事項が提出さ  
れていたようでございます。これも現在の医学の  
範囲におきまして、はっきりした回答を出すこと  
は不可能であると考えていいように思うのでござ  
います。カドミウム中毒という事になってまい  
りますと、現実には人が死んだりそれから病気に  
なったりして初めてこれはイタイイタイ病であ  
る、ここではこれがカドミウム中毒症状である  
という事がわかるのでございまして、あらかじめ  
予期することは不可能であると考えていいわけ  
でございます。したがってカドミウムをある企業が  
排出する場合におきまして、そのカドミウム排出  
がどの段階に達したら人の健康に危険を及ぼす  
ものであるかということを経験的に判定することは  
できません。人間がそこで病  
気になっていようございまして、人間がそこで病  
気になったり死んだりすればはつきりいたしま  
す。人間が病気になるなり死んだりしない限りこ  
れは人間の健康に影響を、危険を及ぼしている  
というふうには判断することはほとんど不可能であ  
ると考えていいと思うのであります。したがってこ  
の法律によつてカドミウムを排出している企業者  
を起訴するということは実際にはできかねると考  
えていいのでございます。

第三に、現在、訴訟になっている物質といたし  
まして硫酸酸化物がございまして、硫酸酸化物も確  
かに大気を汚します。しかし硫酸酸化物による大  
気汚染がどれだけ起こったか、どれだけ強くな  
ったか、濃くなったか人の健康に危険を及ぼして  
いるかという事は、これも不可解でございます。  
不可知でございます。まず第一に硫酸酸化物とい  
うふうなものが大量に空に上がりましたが、それ  
だけでは必ずしもぜんそく性気管支炎症状を起  
すという事は申すことができないのでございま  
す。大気の中に硫酸酸化物がわりあいに少量に上  
がっても、その大気の中に、たとえばバナジウム

みたいな触媒物質があるような場合、それから  
カーボンが浮かんできているような場合には、これは  
わりあいに早く硫酸ミスト化することが起こるわ  
けでございますので、したがって、このような場  
合におきましては、ぜんそく性気管支炎という  
ようなものを起こしてまいります。しかし量が多  
いからといって、硫酸酸化物が濃厚になったから  
といって、すぐぜんそく性気管支炎が起るわ  
けではございません。そうなつてまいりますとい  
うと、硫酸酸化物がどれだけ地上に上がつたら、  
どれだけ濃厚になったら、そこで人の生命、健康  
に影響が起るかということ、これは判断する  
ことができないのでございまして、したがって、こ  
れについてはほとんど起訴はできない。病人が出  
て初めて起訴するということにならざるを得ない  
のでございまして、起訴はできない。病人が出て  
初めて起訴するということにならざるを得ない  
のは現行刑法の傷害罪、業務上過失傷害罪、もし  
は過失致死罪というふうなものと同じことにな  
つてまいりまして、公害罪というふうなものは、新  
しいアイデアではないかということになるのではな  
いかと考えられるのでございまして、で、公害罪法  
というふうなものがその他の物質にどのように適  
用されるかということになつてまいりますと、も  
つと明らかでございまして。

たとえば硫酸化水素でございまして、硫酸化水素の濃  
厚なのが發生いたしますという、これはもはや、  
や、においがいたしません。においがしないとき  
に、逆に人が氣絶する、意識不明になるというこ  
とになるのでございまして、どんな条件のもとで  
人においがかぐことができない程度まで濃厚に  
なるかという事は、これは風の吹き方その他が  
ございまして、必ずしもすぐ即断することができ  
ないわけでございます。非化水素などにございま  
しても、同じ問題が起りますけれども、非化水素  
の影響という事につきましても、いまの段階  
で、量的にどれだけ出したら、どんな条件でど  
れだけ出したら必ず人の健康に被害が起るであ  
るかということ、これを判断することはほとんど

不可能であるかと考えられるわけでございます。  
したがって、危険を起した者、公衆の生命また  
は身体に危険を生ぜさせた者というふうな基準  
で、ある人を起訴するという事になつてまいり  
ますと、現在ではまさに白紙状態でございまして、  
検察官はおそらくこういう法律を与えられまして  
も、起訴不可能の場合のほうが多いであらう、人  
死にがたり、病人が出たりして、初めて起訴す  
ることになるのであらう。おそらく病人が出る前  
に起訴するということとは不可能であらうと考え  
られるわけでございます。わずかにそれができるの  
は、有機水銀だけでございまして、有機水  
銀につきましても、いまの状態において大量に継  
続的に出す企業はもはやなくなつていまして、あ  
る。で、現在ではどんなにかな企業でもまさかそう  
いうことをするわけにはいかないであらうと考え  
られるわけでございます。その意味におきまして、  
この公害罪法というものは、これは一種のかかし  
すぎないわけでございますが、そのかかしも実は  
手もなくそれから顔もないようなかかしでござ  
いまして、これは一種のかかしでございまして、  
ことになりはしないかと思つてございまして。い  
わんやこの法案を、最初の原案から「危険を生ず  
るおそれ」というふうな条項まで取つてしまいま  
すと、もはやかかしとしての役もしないのではな  
いかと考えられるわけでございます。

こんなわけでも、もし公害の發生というものを何  
らかの方法で強力に規制していただくことができ  
るとすれば、実はこの法律案ではないのではない  
か、別の考えが必要ではないかというふうな考え  
るわけでございます。たとえば東京都公害防止条  
例の第三十五条でございまして、どうして大気汚  
染を引き起こし、水質汚濁を引き起こし、それか  
らその改善命令を出したとしても、相手が言うこ  
とを聞いてくれない場合には、水道水もしくは工業  
用水の供給停止を知事が要請することができると  
いうのは、初めには電気、ガスの供給停止を要請す  
ることができるといふふうにあつたわけござい

ますが、通産省の反対が強かったものでござい  
ますから、これは削除されて、そして東京都が  
自分で経営している水道局及び工業用水という  
ものについて供給停止の要請をするという形に切り  
かえられたものでございます。しかし、もし法律  
でこのことに処するということでございましたら  
ば、むしろ東京都の条例よりも強くしていただ  
いて、知事あるいは市町村長が、電気、ガス、水  
道水の供給停止を要請することができるといふ  
うに改めていただいたほうが、はるかに有効では  
ないかと思うのでございます。で、東京都は実際  
の問題として、水道水の供給停止をする  
意思は目下ございません。知事もございませ  
んし、公害局長もございません。ただし、相手  
方と交渉する段階におきまして、どうしても言う  
ことを聞いてくれない場合におきましては、そん  
なにおしやるならば水を止めますよと言ってお  
どすことになるわけでございます。そうしますと  
いうと、どんな頑強の間柄でございまして、水  
をとめられては困りますので、それではかんべん  
してくれというふうな話が変わってまいります。  
それではかんべんしてくれと言われて初めて、か  
んべんしてあげますから施設を何とかしてくださ  
いとか、施設をするに付きましては、金がないと  
すれば、金融のはうは何とか御用立ていたします  
とかという話に移っていくわけでございまして、  
同じかかしでも、現在の状況ではまだ水を止め  
るというところは相当有力なかしであるといふこ  
とができるわけでございます。もちろんこれはかか  
しのつもりでございすけれども、しかし相手の  
出ようによりましては、場合によっては実際に水  
をとめることが起こらないという保証はないわけ  
でございす。しかし事実認定を誤らなくて、そし  
て何らの公害も出さず、何らの大きな公害も出  
さない企業に対して、水を止めた、あるいは電気  
をとめた、ガスを止めたというふうな場合におき  
ましては、都道府県なり市町村なりが損害賠償義  
務を負担するという条項をつけてくださっても、  
もちろん妨げないわけでございます。しかしこの

法律案によって警告をすることに比べますとい  
うと、はるかにガスや水道をとめるということのほ  
うが有力ではないかと考えるわけでございす。  
その意味におきまして、この法律案が実際に成立  
し、実際に施行された場合におきまして、この  
法律案によって起訴される企業というのは、おそ  
らくないであろう、ゼロであろうというふうな考  
えられるわけでございす。もしあるとすれば、  
小さな企業であつて、わりあい小範囲の地域に  
限り、ごく濃厚な汚染物質を流すところ、そうい  
うように限定されるのではないかと考えられるわ  
けでございす。

その意味で、たとえば東邦亜鉛の安中精錬所、  
これはカドミウムを相当大量に出しているわけ  
でございす。しかもあれだけの精錬所を動かすに  
つきまして、工場長あるいは工場の一部の課長と  
いうふうなものの責任だけではないで、これは会  
社全体が責任を負うことでございすので、もし  
こうした法律案に十分な効果があるとすれば、企  
業の最高責任者——社長、副社長あるいは専務取  
締役という方が起訴の対象になるわけでござい  
すけれども、現在の段階におきまして、東邦亜鉛  
を起訴するということは、この法律では不可能で  
あると考えていいと思うのでございす。東邦亜  
鉛の出しますカドミウムの拡散範囲というものの  
中には、すでに指の曲がってしまった方もござい  
ます。しかし、これがイタイイタイ病なのかどう  
かということになりまして、カドミウム中毒なの  
かどうかということになりますと、現在の状況で  
はわかりません。というのは、カドミウム中毒症  
状というものを実際に診療に当たった経験を持っ  
ていらっしゃる富山県の萩野医師は、指が曲がる  
という状態でのイタイイタイ病というものをまだ  
ごらんになったことがないのでございす。指が  
曲がるというふうな病例は、いまだで医師によつ  
て発見された事実がないわけでございす。した  
が、指が曲がっているというふうなのがカド  
ミウム中毒であるかどうかということは、いまの  
段階では判別できないわけでございす。もし判

別するということがなれば、これはよほど大量の  
病理解剖なんかを経なければならぬのではな  
いかと思うのでございす。そうすると、この法  
律案によりまして、実は東邦亜鉛の安中精錬所  
は起訴されないということになります。それから  
さらにまたこの法律は、複合汚染の場合には適用  
されないように説明があるようでございす。そ  
うなりまして、田子の浦というふうなところ  
のヘドロにつきましても、手が出ないというこ  
とになるわけでございす。田子の浦の港にた  
まつておるヘドロというのは、これが硫化水素発  
生の源泉というところは間違いないでございす。し  
たがつてヘドロを動かすということになってまい  
りますと、おそらく硫化水素が相当拡散いたしま  
して、何人かの方が意識不明におちいられるであ  
ろうと懸念いたします。しかし、それにもかかわ  
らず、田子の浦のヘドロに基づいて発生する硫化水  
素影響というもののについて、大昭和製紙というも  
のをつかまえて、そして起訴することは、この法  
律ではできないということになるのではないかと  
感じられるわけでございす。あのヘドロとい  
うのは大昭和製紙だけが出したものではござい  
せん。他の企業も出しておられますので、複合汚染で  
ございすから、大昭和製紙の責任を追及するとい  
うことはできないわけでございす。

いづれにせよ、この法律案が実際に成立いたし  
まして、おそろく適用される場合はない。適用  
しないでもいいのでございす。せめてかかし  
的な効果を持たしてもけっこうでございす。せめてこ  
れにはこの構成要件では不足である。せめてこ  
の法律案の最初の原案に立ち返って、「危険を生  
ぜしめるおそれがある」というふうな場合まで  
いっていただかなければ、かかしの効力にもなら  
ないというふうな感じられるわけでございす。「お  
それがある」という条文にいたしまして、実際に  
起訴される例はほとんどない、絶無であるとい  
うふうな考えでも間違いないでございせん。しかし起  
訴しなくても、かかしとして置いておけばいいの  
だということではございしたら、これは「おそ

れ」というところまで発展していただいてもけ  
っこうではないかと考えるわけでございす。現在  
の状況では、かかしにもならない。せいぜい、で  
くの坊だということになっていないのではないかと  
感ずるわけでございす。  
以上所見を申し上げます。  
○委員長(阿部憲一君) ありがとうございます。

次に庭山参考人をお願いいたします。  
○参考人(庭山英雄君) まず結論から申し上げま  
すと、この際、公害罪法案につきましては拙速を  
やめて、たとえば、私のような全刑法学者、私を  
含めて全刑法学者並びに全刑事訴訟学者に、法案  
について十分な検討をする余裕を与えていただ  
きたい、そのように考えるわけでございす。なぜそのよ  
うに考えるかという点を以下申し上げてまいりたい  
と思ひます。

私は公害罪立法について、基本的には賛成の立  
場をとっております。かつて幾つかの論文でそう  
いう立場を表明してまいりました。そのときに  
は、刑法全体の改正の中で取り扱う、そういうた  
てまえでございしましたので、単独立法化を促進す  
るという意味で、私はいろいろ議論を立ててま  
いりました。今日の状況を見ますと、すでに単  
独立法化に踏み切っておるわけであります。その限  
りで、私のいままでの努力は報われたと、みずか  
らなぐさめております。

ところで、単独立法となりますと、従来刑法全  
体の中でとらえられなければならない、そしてそ  
れゆえに起きてくるいろいろな問題について捨象  
して考えてもいい。たとえば構成要件が非常にゆ  
るやかになって、他にマイナスの影響を与える、  
あるいは責任主義があまりにないにあって、せつかく  
刑法の一番重要な機能であります補償機能という  
ものが軟化していく、そういう事態も一応避けら  
れる。したがってかなり思い切った内容を構想し  
てもいいのではないかと。そこで実体法上の問題  
と、それから私法上の問題といたしまして刑事訴訟法上  
の問題とに分けて、疑問並びに若干の提案を

してみたい、そのように考えます。

要綱理由書、私が拝見いたしましたのは昭和四十五年十月十九日の法務省の案でございますけれども、その基本構想の第三の終わりに、このように書いてあります。「公害防止の実効を期するため、人の生命又は身体に現実の被害が生ずる前に規制を行ない得ること。事前規制というものを最も大きな眼目の一つとしてあげていくわけであります。このような視点から、実体法上の規定を見直してみますと、かなりの疑問点が出てまいります。「おそれ」という規定がこの法案にはございまして、けれども、やがて取り扱われたというふうな聞いております。このように「おそれ」というものをなくすということは、刑法上の理論でいえますと、抽象的な危険犯から具体的危険犯に戻るといふことであります。抽象的な危険犯ですと、危険の状態というものは具体的危険犯よりもはるかに広くいいわけですから、その意味で、刑法でこれをとらえる場合に、かなりゆるやかになつてきます。特に因果関係について推定規定がつけ加えられますと、証拠法並びに事実認定との関係で、これはかなりの効果を発生するものというように考えられます。しかし、事前規制を完全に行なうというために一番いい方法かといえますと、「おそれ」をつけた場合の危険犯、それからそうでない危険犯も、次に述べるような規定のしかたよりもはるかに弱いのであります。

一番実効のある、実際の効力のある、そうしてまた恣意的な判断の入れない方法というのは、形式犯としてこれを規制することができる形式犯もしくは準動犯というように刑法では呼んでおります。このような規定が現行の刑法の中で全くないかといえますと、そうではありません。たとえば上水毒物混入、あるいは水道に対する毒物混入、これは毒物を水道に混入したというだけで、つまりそのような行動そのものでもって処罰に値するわけでありまして、毒物混入の結果が、明確に危険を発生して、人体に侵害を与えた、そういう状況の発生することを必要といたします。これは毒物

混入等が社会的な危険並びに個人の生命、身体に重大な影響を及ぼすというところから、その法益の侵害の重大さから一歩手前で、ごく抽象的に形式並びに準動犯でもって規定したものであります。つまり事前抑制の効果を最大限に発揮させようとする考えに基づいてわけでありまして、そういうしきと、公害罰の規定をいたしましては、科学的に厳格な基準をこえた場合、しかしそれを継続的に企業が排出している場合には処罰してもいい、こういう規定が最も好ましいわけでありまして、

ところで、私がなぜそこまで必ずしも踏み切れないかという疑問を申し上げますと、科学的な基準、そういうものというものはどうやってきめるか。まずその科学的な根拠ですけれども、御存じのように公害は千差万別、あらゆるものについて、どういふ物質についてはどの程度のものであるか、出したらばまさに構成要件に該当するか、これは形式犯の意味での行為ですよ、そういう点で、実際上は白紙委任規定のようにならざるを得ないのじゃないか。そうしますと、これはもとの木阿弥でございまして、それから一体その基準をきめるという限度は、立法上だれがきめるか。まことに失礼な言い方でございしますが、これからの取り締まられる側、処罰されるかもしれない側の人たちが加わって基準をきめるというふうな場合、これはどのような規定になるかというところは火を見るよりも明らかであります。そうしますと、抽象的な理論では形式犯化することが最も好ましいことではありますけれども、それがかえって大きな、ざる法というもののものになるのではないか。実体法上そういうような点で疑問があります。したがって私は、はなはだ残念ではありますけれども、抽象的な危険犯として「おそれ」を入れた構成要件では満足を得ない。「おそれ」を入れた構成要件では、ほんとうに被害をこうむる市民、それをささえる国民全体、そういうものの意思が、住民運動を背景にして反映できる可能性がこの規定には存するからであります。不備な点はあるにしても、何とかこれでいい。

それから、このような抽象的な危険犯として「おそれ」を入れた規定でありまして、形式犯的な規定と違ひまして、複合公害の処罰を達成することとは確かにできません。刑法理論で幾らついてもみましても、実質犯として考える限り、つまり、実際の結果が抽象的な可能性さへも事実として必要であると規定する限り、排出行為をする企業のその行為と結果との因果関係が明確にされない限りは、現在の刑法理論では処罰できません。しかし、公害については、その特殊性から、これが個人犯的な厳密な因果関係の確定を必要とするとは私は思いません。蓋然性で十分足りる。そういう意味で、抽象的には犯罪成立が可能であると思ひます。

しかし、裁判というものは、私の見るところでは、力関係でかなり左右されます。現在の日本の社会構造を見てもみますと、やはり最ももてる者がその意思を最も大きく裁判に反映させる、そのように考えざるを得ません。しかも、新聞報道等により考えざるを得ません。何らかの圧力によつて「おそれ」を取り去られた。そういういたしますと、現実の問題として四日市型の大気汚染等その他の複合公害については、これは無力だ。実に残念であります。しかしながら、なおこれをもつて公害立法をやめてしまえと言わないのは、二次的な効果に期待し、また、これからの大きな市民の運動の高まりの中で、このようなあいまいな規定でありますけれども、それが徐々に実効を發揮していくであらう。もしもこの規定を非常に警察当局あるいは司法関係者があいまいな規定をするならば、これは市民に対して大きな怒りを巻き起こすのであります。なぜならば、自分のまきに命、健康にかかわる問題であるからであります。したがって、そういうことを期待した上で、あいまいながらこの規定を承認せざるを得ない。

そこで、私の専門といたしますのは手続法上の見地によりますと、以上のような非常に危険性を含んだ規定の内容でございますので、この際三つの提言を刑事訴訟法上から申し上げたい。

一つは故意、過失の立証についても、推定規定を設ける。つまり、一般に言われますところの準証責任の転換規定を入れたらどうか。これによつてまよかしの法と化してしまふことを少しでも防ぐことができます。すでに因果関係の認定については推定規定が入れられていることは私も存じております。しかし、これは先ほど申し上げましたように、公害というものの持つ特殊性から、当然になければならない問題であります。しかも、これは構成要件該当性それから違法性の問題でございまして、

残りのもう一つ、犯罪の成立要件としては責任がございまして。責任の要請として故意、過失が必要なわけでありまして、これを現在の規定のままですと、検察官側、つまり、訴追側が完全に立証しないといけません。早稲田大学の西原教授は、現在の規定の中でも、この点について故意、過失の立証について運用を誤るならば、完全な、ざる法化するであらう、こういう指摘をしております。私も同様に考えます。したがって、この点をチェックするためには、最初に申し上げましたような見地、つまり単独立法に踏み切つたのであるから、他に波及するといふおそれはない。思い切つた規定のしかたをしたらどうか。したがって、法案の第七でもつけよう。準証責任の転換といふものを一項入れて、立法者としてのほんとうに国民を思う、そういう意思を明白にしたい。

それから、以上のような規定を設けましても、なお、実際の運用上検察官がはたして起訴するかいなか、そういう点については非常に大きな疑問が生じているわけでありまして。この点について多くの国民は、過去の幾多の事例から、必ずしも信頼はしておらない。取賄罪の事実を見ても、あるいは特別公務員暴行陵虐罪、そういうものの実際を見て。したがって、公務員職権濫用罪百九十三条とか、特別公務員暴行陵虐罪の百九十五条などと同様に準起訴手続をつけ加えてほしい。

これがなければ実際の運用で完全に効果は期せられない。

それから最後に、この法案の運用において、市民の声が十分に反映するように檢察審査会の起訴相当という決議に対して、檢察官に対する拘束力を持たしてほしい。御存じのように現在の檢察審査会のシステムは、非常に民主的なものでございまして、庶民が集合して起訴の妥当を検討しているわけでありまして。しかしながら、その議決に対しては現行の刑法上では檢察官に対する拘束力はありません。しかし、公害罪の特殊性、そういうものを考えますと、これは同列には考えられません。やはり、これについて議決に拘束力を持たせていいのではないかと。そうしなければ、実際に庶民の声をこの公害罪法の運営に反映させることはできない。

以上、簡単に述べましたが、最後に一つだけ、忘れましていいますか、ことをつけ加えさせていただきます。この際拙述をやめて全面的に検討してみるのは必要はないかと。このころには、実はこういう基本的な考え方があります。現在のこの法案は個人を中心として考えられております。しかし公害罪のおそるべき罪悪性、そういうものからしてこれを組織犯罪、組織責任、そういうものから根本的に考え直してみるのは必要はないかと。つまりどういふことかといふと、従業員が違法行為をやり故意、過失を備えていなくても従業員がやった行為に対しては、企業のトップが、そのような排出行為を不作為によって是認した、当然企業のトップといたしましては従業員の違法行為が発生しないように監督する義務があるわけですが、その監督義務違反の場合にはそれだけをもって組織としての責任がある、組織としての犯罪とみなし得るのではないかと、そういう場合に組織そのものに責任を追及する、そういう形にしなければならぬ。そうすることによって現在の公害法案が抱いておりますもう一つのマイナスポイント、つまりトップが処罰されずに、いたずらに下級従業員、これに対しては、いや技術の最高責任者であると

いろいろな言われておりますけれども、実際の運用面ではどれくらい差があるかはわかりません。したがってこの点をぜひ御配慮いただきたい。

以上、まとまりがありませんでしたけれども、日ごろ考えているところを本日述べさせていただきます。

○委員長(阿部憲一君) どうもありがとうございます。以上をもちまして参考人の御意見の陳述は終わりました。

○委員長(阿部憲一君) 委員の異動について御報告申し上げますが、本日、大森創造君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) それではこれより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○松澤兼人君 全く法律問題に暗いものですが、私も、私庭山先生が最後におっしゃった法理論というものを、新しくいいますか、別個に考える必要があるということに非常に興味を持ったわけです。その法律はいろいろ社会の変動とかあるいは向上とかというものによって上下の関係で影響を受けることは事実だろうと思うのですが、公害というように新しい社会現象に対しては新しい法理論といえますか、そういう理念が必要だと思うのです。法学的に言いますと、こういう新しい社会の一つの、佐藤総理の言うことを引用すれば必要悪といふようなもの、必要であるか必要でないか、あるいは予防できるか予防できないかという問題は別として、現実それが存在している以上は、やはりそういう現実を基礎に置いた一つの法学というものが望ましいという気持ちがあるわけなんです。私は、繰り返し申し上げますけれども全くしろうとでして、個人法とかあるいは社会法とか労働法とかといったように、社会の考え方によって法

の理念というものは変わってくるわけです。公害罪に對しては組織犯罪あるいは組織責任の追及ということをおっしゃったのですが、これはまあ企業の責任として当然追及しなければならぬことだろうと思えますけれども、公害という実態について何か新しい見解があればお示し願いたいこと。あるいは外国の立法などにおきましても公害を規定する法律というものはあるように聞いておりますけれども、欧米の新しい公害に対する法理念、法学というものがどのようになっておりますか。これは庭山先生に先に御質問いたします。

○参考人(庭山英雄君) 欧米の法律の規定というものは、ヨーロッパにおきましては国が境を接しておりますし、そういう点で一つの国の廃棄物というものは他の国にも直ちに影響を及ぼすわけでありまして。そういう点でわが国よりもはるかにきびしい構成要件を定めているところもあります。それから目下立法中のところもあります。アメリカについてもほぼ州ごとに考えられておりますから同様でございます。

ところで、組織犯罪、組織責任という新しい考え方についてどうかと言われますと、欧米でもこれについて明確な法理論が展開しているわけではございません。現在刑法学界の中でもそのような点について検討する雰囲気はようやく出てきたという段階でございます。とにかくこの法案を見ますと、法人処罰を規定しておりますけれども、あくまでもこれは罰則規定でありまして、従業員個人がまず処罰されないという罰則は法人に科せられないわけでありまして。しかもそれが先ほど申し上げましたように、実際の運用面から考えてみますと、下級労働者に波及するおそれがある。そしてさらにもう一つの観点から見ますと、ほんとうに公害をなくするのはだれかといえますと、企業のトップ以外にはありません。従業員というものが排出行為、違法行為をやったとしたとしても、それは縦の関係の中、組織の中では期待可能性がないと断ぜざるを得ない例がほとんど

であると思えます。もっとも非常に悪質な人間でございまして、みずから排出してやろうという意図のある人は別です。したがって組織犯罪並びに組織責任の追及というものをどうしても考えざるを得ない。お答えにびったりといかなかつたかもしれませんが、正直に申しますと、私、外国立法等については戒能先生よりもはるかに知識は低いのでございます。できるならば戒能先生からも一言どうでしょうか。

○委員長(阿部憲一君) それでは戒能先生ひと

○参考人(戒能通孝君) 私もそういう法律については存じておりません。あまりないのではないかと。ただしかし公害という現象はこれは微量な汚染質が非常に長期にわたって排出されているという現象でございまして。したがって非常に長期にわたるうちに何かの徴候が出てくるというのが普通であらうと思っております。徴候が出てきた一つの例といたしましてはつきりいたしましたのが有機水銀中毒でございまして。最初にあらわれてきたのは、これは水俣にある百間港という港に船を入れておきますと、そうすると貝がつかなくなるといふ現象でございました。貝がつかなくなると非常によかつたのであらうと思っております。これは非常によかつたのであらうと思っております。しかし貝がつかなくなつた段階で処罰できるかと申しますと、この法律案を適用いたしましたとしても実はわからないと思っております。そうして先例が幾つかあれば、貝がつかなくなつた——それはチッソ水俣工場の有機水銀排出の成果だといふふうに申すことができると思っております。したが、最初に貝がつかなくなつた段階では、有機水銀の成果であるといふことはそう簡単にはわからないと思っております。したがって、おそらく貝がつかなくなつた段階でも、もしそれが最初の事件でございましたら、この法律の適用することはほとんど不可能だったと考えられるわけでございます。

それから第二の徴候といったしまして、ネコが狂い死にするという現象が起こったわけでございませう。ネコが狂い死にするというところが何度か重なっておれば、これはいまだから考えてみれば、有機水銀中毒の前兆であつたというふうな言ひことはできるわけでございませう。しかし、当時の状況から申しまして、ネコが狂い死んだから人間の健康に被害を及ぼす、「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」のだというふうな言ひことは、当時の段階では不可能だつたと考えられるわけでございませう。で、現在になりますと、そうすると、有機水銀中毒というものの大体的徴候がわかりましたので、人間の前に、必ず船に貝がつかなくなるとか、ネコが狂い死ぬとかという事実がございませうから、これはわかるわけでございませう。

しかし、カドミウムになってまいりますとこれはもうほとんどわからないということになりますので、おそらくこれは組織犯罪にいたしましては、先例が幾つかあつて、繰り返されて、その先例を繰り返すやつがよっぽどばかやつでなければこの法律というやつは適用がないんじゃないか。そうすると、現在の段階では、刑法上の傷害罪、過失傷害致死罪というふうなものとはほとんど変わりはなない。ただ刑罰は重くなつた、両罰規定ができた、それから定性的な意味における推定規定がついたというふうな特質はなくなつていゝんじゃないだろうかという感じがするわけでございませう。で、この法律の適用を受けるのは、その意味では、やつぱりいまでもまだ、どこかにイタイイタイ病患者が出たり、どこかに気管支ぜんそくというふうなものが生まれたりしないという適用されないというものが事実ではないか。生じさせて処罰されるのではなくて、人体に傷害を起したら処罰されるという基本的な成果は変わりがございません。はいいかというふうな考えられるわけでございませう。

ただ、アメリカあたりに、サザンランドのかなり著名な書物がございまして、やはり組織を罰せよという考え方は相当あることは事実でございませう。

す。贈収賄なんかになりますと、贈賄をするのは、小さな、課長級の人ではなくて、やはり何と云つても企業それ自体なんだから、企業に対してある種の刑罰というものを考えなければいけないという考え方がございませうけれども、しかし立法になつたものはまだ少ない。これは、十八世紀以来の刑法の伝統であるところの自己の行為について自己が責任を負ふという、そういう原則がまだくずれないからだと思つてございませう。

私も、その原則をどうもみだりにくずすべきものではない。人の行為についてまで刑事罰を受けるべきものではないと感ぜているわけでございませう。けれども、いまお話しのように、公害罪のように企業が一つの組織として活動している場合におきましては、工場長の行為である、あるいは工場の何とか課長の行為である、だから社長は知らないといふわけにはいかないであらうという場合が非常に多いと感ぜるわけでございませう。

もつと具体的に申し上げますと、たとえば昭和電工という会社がございませうが、この会社は非常に大きな会社でございませうけれども、非常に多くの工場を経営してございませう。したがつて、個々の工場に対する投資額というものは非常に小そうございませう。存外小さい工場が動いてゐるわけでございませう。個々の工場に対して、たとえば、新日本製鉄の工場のような大きな投資が行なわれているわけではございませう。そうなるという、実は投資をした企業自体に問題があるわけではございませう。で、投資をした企業自体は小工場をつくつておる——昭和電工という一つの企業体としては非常に大きなものでございませうけれども、個々の工場としてはせいぜい中小並みであるという場合が多いわけではございませう。このような場合には、その政策自体の問題になつてくるんじゃないかという印象は避けられないと感ぜるわけでございませう。

○松澤兼人君 先ほどからお話しを承つておりますと、四日市や、川崎、あるいは市原などもそうかもしれませんが、そういう複合汚染ということ

が問題になつてゐるところでは、法案の中に複合汚染を加えられていないから、したがつて、この法律があつても個々の企業はつかめないといふことのように聞きました。それから東邦重鉛の場合でも、この法律が、因果関係の關係からか、なかなか、一定の地域に相当のカドミウムが排出されているけれども、先ほどお話しした指が曲がるというようなことが、この法律でつかめない、こういうことのようにありますが、——こういう場合はどうしようかね、全く農村的な地域に、あるセメント会社があつた。そのセメント会社から粉じんが出てゐる。そのために人体上も、あるいは財産上も相当の被害がある。こんなことは、もうほかに加害者というものはないんだから、当然それはセメント会社が追及されるべき問題である。

それからもう一つは、たとえば関西電力の発電所の汚染を予防しているといふことでありますけれども、しかし、そこにはその発電所以外には有害物質を排出する企業はない。しかも、その企業自身は排出基準を守つてゐる。しかし、継続して排出基準以下の有害物質を排出してゐる。ほかに因果関係の起るような企業がないといふことならば、この法律で取り締まれるのかどうか。基準は守つてゐるけれども、相当長期にわたつて一定の地域に有害物質を出してゐるというところのために、健康上、あるいは財産上に被害を受けるということは、もう因果関係が明白であると私たちは思ふのですけれども、それをこの法律でつかめるのかどうか、戒能先生どうですか。

○参考人(戒能通孝君) つかまえることができれば非常にいいと思つてゐますが、その法律上の基準、あるいは行政上の基準というのは、これは「公衆の生命又は身体に危険を生じさせ」ないであらうといふことが一つの前提になつてきめられた基準でございませう。したがつて、その基準を守つていれば、これは原則として「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」ではないといふ

推定ができるのではないだろうかと思ふわけでございませう。いままで、公害関係の問題について申し上げますと、汚染水についての定性的な報告はございませう。しかし、定量的な報告はございませう。有機水銀は水俣病の病因物質である、あるいはカドミウムは、これはイタイイタイ病の病因物質であるとか、あるいは硫酸化物質はこれは気管支ぜんそくの病因物質であるとかといふことはわかるのでございませう。だがしかし、それらの物質がどれだけ、どんな条件で、何年間継続的に放出されておると、そうすると発病せしめるかといふことはわからないのでございませう。これをわかる方法は、おそらく今後もないであらうと思ふわけでございませう。つまり、定量的な因果関係に關しましては、これは化学的な報告はございませうし、おそらく今後とも報告する道はないのであらうと思ふわけでございませう。

ところが、問題になるのは、これは定性的な条件ではございませう。定量的な条件でございませう。定量的につまみましての何らかの報告があつて初めて起訴できるというののがこの法律の眼目になつてゐるのではないだろうかと思ふわけでございませう。したがつて、確かに尾端に関西電力の発電所ができる、そして病因物質であるところの硫酸化物質が継続的に相当大量に常時排出されてゐる。しかし、それだけではまだこの法案がいうところの危険を生じさせたものにはならない。現実には病人が出て初めて危険を生じさせたものだというふうになるのではないだろうかと思ふわけでございませう。現実には病人が出て初めて危険を生じさせたといふことになるならば、現在の刑法とどそれだけの差があるだろうか。現在の刑法の過失傷害罪とそれだけの差があるだろうか。これは確かに刑の量定とか、それから因果関係の推定といふことなどにつつましめては、差がございませう。一人あれば、一人証明できれば、他の一人については証明する必要がないという点では差が相当あると思ひますけれども、しかし基本的な概念としての差はないであらうというふうに思ふわけでございませう。

ざいます。特に行政上の基準が守られている場合におきましては、少なくとも病人が出るまでは、これは行政上の基準のほうが優先する。行政上の基準を守っていたから、したがって、自分はこの法律の被告人じゃない、犯罪人ではないという主張のほうが強力になるであろうという感じを持っているわけでございます。

○小林武君 関連して、戒能先生にお伺いいたしますが、そうなりますと、かりに病人が出た、死亡者が出たといいますが、それは起訴はされた、しかしお話をあれだといくと、起訴はされたけれども、刑罰を科するとか、補償するとかいうことは、公判の結果によつて、判決のいかんによつては、全然見込みがないような気がするのですが、それはどうなんですか。

○参考人(戒能通孝君) 私はそう感ずるものでございまして、これはでくの坊だと申し上げているわけでございます、話にならない。せめてかしこをこしらえていただきたいというふうに申し上げているわけでございます。

○松澤兼人君 あと二点だけお伺いしたいと思いますが、一つは、こういう新しい社会的、あるいは社会的ばかりじゃなくて、科学的あるいはケミカルな事象をとらえるという、そういう検査の態勢というものが、はたしてできているかどうか。来年七月から実施になるわけですが、施行になるわけですが、法律が通ったからといってすぐその問題が動き出すということもないと思いますが、検査当局がこの法律を受け入れるだけの、いわゆる科学的、技術的な知識なり、経験というものができているかどうか。あるいはどうしたらこの法律の施行に対して検査当局が受け入れる気遣と能力とを持つことができるか、という問題をひとつ庭山先生にお伺いしたいのですが。

もう一つの問題は、やはり両先生ともお話の中で承ったのですが、いわゆるおそれる事項に関連いたしまして、やはり審議の過程でよくいわれたことですが、疑わしきは罰せずという法律上の原則というものは、ここで動かしてはならない、こう

いう主張も相当あったように聞いております。こういう非常にいいまじいこととした公害という実態、その実態をとらえる場合においては、きちっと形式的に規定することのほうが効果があるのか、あるいは多少のあいまい性が残つても「おそれ」というものでひくるめて、そうして疑わしいものはこの法律で取り上げて起訴する、裁判の結果はまた別ですけども、疑わしきは罰せずということが絶対に——こういう公害というふうな、人間の生活あるいは環境保全ということから、必要を一方では叫ばれているのに、法律上の概念あるいは理念から、疑わしきは罰せずというところで壁があつて、それから先は行けないという——法理念として、やはり疑わしきは罰せずというその大原則というものは、守つていかなければならないものか。庭山先生に、先ほどの刑事訴訟の面から、検査当局の受け入れ態勢がどうかという問題について。

○参考人(庭山英雄君) 私の知る限りでは、検査官等に対して当局はいろいろの手引きとか、それから教育等を若干はどこしているようでありましかれども、しかしそれが複雑な公害現象そのものを完全に熟知して、起訴便宜主義の運用を公平に完全なものにするかどうかということについては、私は自信を持って答えることはできません。やはり公害罪というものの複雑な現象、並びに一つは、日本という国が抱えている社会構造の中で占める検査官の位置というものの対比の上で考えざるを得ないので、そうお答えざるを得ないわけでありまして。

それから第二の、疑わしきは罰せずに対する例外に「おそれ」というような抽象的な危険犯の規定になるのではないか、という御質問と承るわけでございますけれども、純理論的に、抽象的な危険犯というのはそのほかにたくさんございます。放火罪等の例でもございます。ですから、社会的な危険性が非常に強い、反社会性の度合いが強いというような犯罪類型については、かなり幅広い規定をしているわけでありまして。その限りでは

「おそれ」ということは問題はない。

それから疑わしきは罰せずとの関係でございませけれども、結局企業の違法な排出行為と、それから現実の危険発生のおそれの状態ですね。それとのつながりの過程で、つながりを立証する過程で、完全にこれを立証できないから、疑わしきは罰せずという原則に反するではないかというように、一応は考えられるわけでありませけれども、本論の中でも述べましたように、違法行為とおそれの状態とのつながりというものは、そもそも蓋然性そのもの、ちょうど私が自動車事故で個人をひいたように、目で見、手で確かめられるような確実な因果関係を要求することは無理なのであります。したがって、現在推定規定が設けられている範囲内では、疑わしきは罰せずに対する全くの例外だということはないと思ひます。

それから、疑わしきは罰せずという規定の基本的な理解のしかたですけれども、これは大きな刑罰権力を持つている例が立証する場合には、被告人というのとは反証能力等は非常に小さいですから、確信に至るまで立証せよという形、そういう公平のバランスから生まれてきたものでありまして、公害罪にばかりこれが適用されるべきかどうかといひますと、特に複合公害のような、コンビナートを背景とする巨大企業による公害問題になりますと、びたりとこれが適用されなければいけないということには必ずしもならない。蛇足かもしれませんが、あえて付け加えさせていただきます。

以上であります。

○参考人(戒能通孝君) 疑わしきは罰せずということとは、私も基本原則としてあくまでも尊重しなければならぬと存じております。しかし、疑わしきは罰せずということが、ほんとうにすべての点について貫かれているかと申しますと、そうではございませぬ。たとえば道路交通法の自動車の街頭取り締まり、交通信号無視というようなことになるやうな場合、かりにはかに自動車がない場

合でも交通信号無視の場合には処罰されるわけでございます。これは事故を起こすおそれがあり得るから処罰されるわけでございます、やはり被害があるからという、疑わしいから罰せずという原則をもし本格的に持ち出しますと、道路交通法などは、これは成立しないことになるんじゃないかと感ずるわけでございます。

それからさらにまた公安条例などにつきましても、実は疑わしくても罰しているわけでございます。ともかく怪しげなことをしうだから、デモをやるといふことが前提になつてはいるわけでございます。

それからさらに思想関係の問題ということになつてまいりますと、やっぱり多かれ少なかれ現実に行爲がなくても、明白かつ現在疑いがあるというふうな場合には処罰しているわけでございますので、これがすべての場合に当たつて完全に適用されているわけではないと思ひるのでございませぬ。

私も、「おそれ」という文字が入つてまいりますという、明白かつ現在の危険というふうなもの、たとえば何がし大学教授、何が博士の論文がなくても、大体だれが考えてもこの辺までいくことができないのだらうと思ひるのでございませぬ。ところが、危険を発生させた者というふうになりますと、少なくとも相当有力な学者の学術文獻がないとだめだということになると思ひるのでございませぬ。ところが相当有力な学者の学術文獻ということになりますと、定量的な面で公害をとらえることはほとんど不可能であるということになるわけでございます。多分この辺まできたらおそれるあぶないであらうということは書けますけれども、ここまですればあぶないということは書けないというのが現実であらうと思ひるのでございませぬ。公害の仕事なんか少しやっておりますと、しみじみそれを感じます。亜硫酸ガス汚染というふうなものをとりましても、そこに複合要素がいふある。カーボンが飛んでいるとか、あるいは

バナジウムが上がつているとかいふふうな場合には○・五PPMというふうなところまであります。すると、これは気管支ぜんそくを引き起こすおそれがあるといふことが言えるわけでございますけれども、それならばまだ病人が出ないうちに危険を生じさせた者であるといふことが言えるかと申しますと、私は言えない。言えるか言えないかとなつてまいりますと、これはやはり専門家であるかどうかは別として、多くの人の勤でございまして、それから先、客観的事実であるといふことを論証することは困難であると思つてございします。

だから、「おそれ」という文字が入るから入らないかによりまして、明白かつ現在の危険を生じさせた者を処罰することができるとか、できないかという差が出てまいります。現実には被害を生じさせた者ではなくて、おそらくきわめて近いうちに、あつてあるいは三カ月後に病人が出るであらうといふふうな考えたときに処罰できるといふことになるわけでございますから、内容がすつかり違つてくるであらうといふふうに感ずるわけでございます。

で、おそらく汚染物質が大量に継続的にある地域に排出されている場合には、これはだれが考えても、こいつはあぶないといふ場合が出てくるであらうと、しかしそれを学術的に、これは絶対にあぶないんだといふことを論証することはやはりむずかしい。それは病人が出て初めてそうだったんだといふことになるんじゃないだろうかといふふうに感ずるわけでございます。

タイ病なり、いろいろな身体、生命あるいは健康を阻害するといふ、このことを処理しようとするんですが、ただそういう微量なものを長期に出すために、だから「おそれ」という字句を入れて処理しようとするお考えのように承れたんですが、私は、微量でも長期にわたつて排出した場合に、健康を阻害する、生命を防御するといふこと、これは明確になつてゐるのではないかと判断されるわけなんです。いかに微量であつても、長期にわたつてこれを排出することによつて、健康を阻害するといふこの現実が明らかなんですから、それを「おそれ」で処理をするようなふうな受けとめたんですが、そういう明確になつておれば、犯罪として処罰できる。こういうことがたてまつたとなつておれば、あえて「おそれ」を入れなくても、法を適用し、そういう罪悪をなくすることができると、まあしうかろに考えるんですが、この点いかがですか。

○参考人(庭山英雄君) 私のほうから先にお答え申し上げますと、先ほど申し上げましたようにでは抽象的危険犯でございます。したがつて危険性については抽象的のいいわけなんです。どの程度が抽象的かといふことは、価値判断にゆだねられまして「がい」にどれだと言ふことはできません。一方、「おそれ」を取つた構成要件ですと、これは具体的危険犯と称されております。これは危険性が具体化する必要がある。そういう点で理論上は明確に差異があるわけでありまして。

ところで、問題はですね、そういう実体法上の抽象的な議論よりも、むしろ実際の事実認定の上でどちらが立証が容易であるかといふ問題に戻つてくると思ひます。そういうしつと、推定規定を入れましてもですね、なお抽象的危険犯の規定である。「おそれ」のあるほうはるかにおそれる数字的に言ひますならば二倍程度に立証は容易であらうと思ひます。したがつて公害といふものを真に憎み、そしてこれを突効あらしめようと思ひますならば、「おそれ」といふものを入れる

ほうにくみせざるを得ない、そのようになりま

○参考人(飛熊通孝君) この法律は私は二様に使えるんじゃないかと感ずるわけなんです。一つは公害行政を担当する人が、たとえばカドミウムを長期にわたつて排出している企業に交渉に行くときです。おたくはどうもよろしくない。何とかカドミウムの排除に關する方法を考へてもらいたい。どうしても排除できないから、その仕事はやめてもらいたいといふふうな言いに行くときに、これはまた使えるわけでございます。そうすると、相手は、カドミウムをずっと出し続けるとどんなことになるかと質問するわけなんです。そうすると、告発いたしますといふ形で話が進んでいくわけでございます。告発されるという困るから、それじゃどうすればいいかといふ御相談になるという結果になつていくのが一つでございます。

もう一つは檢察官がこれを起訴する。裁判所が有罪と判定する。要するに裁判上の問題になる場合、二つでございます。

私どもは公害行政の立場から申しますと、これは人を罰することを主とする目的にはいたしたくないわけでございます。また人を罰するといふことは、その前提に被害者が出るということでございます。被害者を出したくないことを前提とするわけでございます。したがつてこうした法律が出た場合には、私どもはこれは行政的に使いたいわけでございます。行政的に使う場合におきましてはこれは科学的な論文がなくても、少なくとも科学的と考へられる論文がなくても、あなたのようなことをやっていますといふと、これは公害を引き起こしてだれか病人を出すおそれが出ますといふことを言ひたいわけなんです。そうでなく、危険を生じさせていますといふことを言ひたい場合には、これは少なくともどこかに論文がなければならぬ、学術論文がなければいけない。あるいは教科書に書いてなければいけないといふ問題が出てまいりますので、その教科書や論文を探さ

なければ交渉ができないというのでは、これは公害防止に事実上役に立たないといふことになるかと感じているわけでございます。

たとえばカドミウムでございますけれども、これは確かにイタイイタイ病の病因物質になります。その病気が発生するまでの期間といふのが非常に長うございします。富山県の婦中町でイタイイタイ病の診断をされました萩野博士のおっしゃるところによりますと、まあ短くても三十年くらい、長ければ五十年くらいは蓄積が続きませんといふと、イタイイタイ病といふものは発生しないやうでございます。そうすると、どここの段階で危険を生じさせたものかといふことは、これはどうもいふことはできないわけでございます。十年やつたらいいのか、二十年やつたらいいのか、萩野先生によると三十年で初めてだといふなら、二十年やつてもおかまわらないんじゃないか、もう十年間やりますといふことになる。もう二十年間やりますといふのでは、これはカドミウムの流出が何十年間にわたつてとめることができないといふことになるわけでございます。そんなことを言わないで、ともかくいまのうちに何とかしてほしい。それについてはカドミウム流出をとめるための方法については、こちらの技術者を派遣いたしまして、何とか一緒に御相談しよう、経費も何とか融通しようといふようなことを言つていきたいわけなんです。いふまでもなく、この法律ではそれが言えないといふところに問題があるわけでございます。その意味では公害予防の効果から申しますと、この形の法律では残念ながらあまり効果がない。あまりというよりはほとんどないといふことにならざるを得ないのではないかと思ひます。この法律で効果があるのは、私の印象では有機水銀だけではないか、メチル水銀だけではないかといふふうに感ずるわけでございます。しかしいまどき、窒素であつただけの総会で、「怨」といふ字を書いて旗を立てた人が何千人と押しかけてくるようなあの状況を見て、いまどき毎日毎日五百グラムもメチル水銀を排出するよう

なばかな企業はもうなくなっているだろう。そして水銀を使ってアセトアルデヒドを製造する過程はいまの日本ではございませんので、あつた企業はもう日本ではなくなつた。メチル水銀を取り締まるための法律でございまして、現在では対象がなくなつたから要らないというふうな考えでいいのではないかとおもうのでございます。自然の中にも確かに有機水銀がございまして、きょうの新聞なんかでございまして、マグロの中に水銀の蓄積があるというわけでございまして、けれども、あのマグロに蓄積されておる水銀というのは、人工の水銀ではございせん。水銀というのは自然状態ではございせん。自然状態の水銀が幾分かには必ず有機化するという現象がございまして、それは人力をもつてとめることはできないわけでございます。それとこれは違ふのでございまして、それはやはり分けていただきたいというふうに感ずるわけでございまして、

せめてカドミウムを道徳的に使つてメッキを何十年も続けていくところに対して早くやめてほしいとか、あるいは石油の中にはバナジウムという触媒物質がございまして、触媒物質を取らないで石油を燃焼させるような企業がございまして、何となくしては、バナジウムは高く売れますので、早くそれを除去して売つてほしいというふうな、かけ合ひにいくときに必要であるということになるんじゃないかと思ふのでございます。あつたものの、汚染質の微粒子は粉じん測定器の中に入つてまいりますので、入つたやつをつかまえて、それを持つて石油企業なら石油企業のとこに交渉にいきたい。それから石油企業のすぐそばにカーボンの工場がございましたら離していただきたい、何とか協議して離していただきたいと言つたためにこうした法律があることを望むわけなんでしょう。それが現在の状況では望めない。カーボンがどれだけあつてそして亜硫酸ガスがどれだけ排出されていると硫酸ミスト化が起るのか何となくということが、ちょっと量的な説

明ができないわけでございます。定性的な説明はできませんけれども定量的な説明ができないので、定量的説明までは行政上の便宜としてはかんべんしていただきたいということでございまして、

○塩田啓典君　それでは両先生にお尋ねをしたいと思いますが、まず戒能先生にお聞きをしたいのですが、これはもちろん定量的な線を出すことは科学的にむずかしい点があるというところは別として、私たちが感じているのは、危険の範囲というものはその人があるものを一生生きていける範囲とすべきではないかと、私はそう思ふわけですが、それに対して先生はどう思われるか。

それともう一つは、この法律の内容から考えてそういう考えは全然適用されていないのか、また「おそれ」がもし入つておつたならばどうなのか、そういう点をお聞きしたいと思ひます。

それからもう一点は先ほどの基準を守つていてもそういう危険がなければ処罰の対象にはならない。そうすると基準を守つて——基準からはずれた液を出しているというところを企業者が知つていて、基準というものはあくまでも人体に影響があることにきまつていられるわけですから、基準をこえていふことを知りながら排出をした場合は当然法律から一般的に言えるのかどうか。

それともう一つは、非常に企業の研究というものは進んでいると思ふので、だから基準を——一応国の基準はある。水俣病の場合にいたしましてもその当時基準がなかったけれども、企業のほうが一歩進んだ研究をしているならば、やっぱり基準はないけれども、これはやはり基準以下にしなければあふないのじゃないか、そういうことを知りながら——基準があるからといってその基準ぎりぎりまで出してたような場合は当然私はやはりこの公害罪の故意犯に当てはまるのではないかと、そのように考えるのですが、その点のお考えをお聞きしたい。

それと最後に、先生はいま「おそれ」を入れてもかした、「おそれ」がなければだめだの坊だと、そういうようなお話だったのですけれども、われわれとしてはかかしでも、かかしはスズメには効果がありますけれども、人間はもうかかしだということを知つていなければかかしも結局はだめな坊になつてしまふと思ふので、そういう点で、そういうような法案ならばこれは意味がないわけですが、たゞ無過失責任というものはやはり適用しなければならぬのか、そういうふうな先生の理想とされるいわゆる公害罪についての考え方というものを、それをお聞きしたいと思います。

○参考人(戒能通孝君)　汚染質が一生からだの中にたまれば一生のうちに必ず発病するといふふうなものが、これは危険であることは申し上げるまでもないわけでございます。しかし必ずしも何も一生継続してたまらなくてもいいわけでございます。老年の方でございまして、濃厚な汚染した空気の中に行かれますといふと、その瞬間に——ほとんどその瞬間に——悪いわけでございます。数カ月間内にぜんそく性の気管支疾患が出ることがございまして、したがって汚染質の内容によりまして、それからまた人によりましてどれだけの影響が出てくるかといふことは何も一生という範囲で考える必要はないように思ふのでございまして、したがって、それだけに人によつて非常に違ふわけでございますから、その汚染質の影響が非常に違ふわけでございますから、これは危険だとか危険でないとかという論文はほとんど書けない。勘なら書けます。病理学的な論文といふふうなものを書くことは不可能でございます。疫学的な論文は書くことはできませんが、病理学的な論文を書くことはほとんど不可能であらうと思ふのでございまして、したがって疫学の論文になつてきますと、これはどうしても「おそれ」のほうに入つていくといふことだけは事実でございます。危険であるといふ断定的な結論にはならないというのが、これが一つの問題でございまして、

それともう一つは、排出基準の問題でございまして、排出基準には原則として相当の安全性がとつてございまして、したがって、排出基準を守つていけば、これはその安全性までも含んで守つていられるわけでございますから、それでそれを守つていられるのもつてきて、公衆の生命または身体に危険を生じさせたといふことを主張することは困難ではないかと感ずるわけでありまして、まあ排出基準はときどき間違つていふこともございまして、すけれども、原則として当時知られていふ科学的な知識の範囲内においては安全性をできるだけ、そうむちゃといふわけにいきませんけれども、ある程度の余裕をとつてつくるのが原則でございますので、排出基準を守つていふ人を、危険を生じさせたものといふふうなことは、幾ら何でも困難であるといふふうな感ずるわけでございますので、もちろん企業のほうでも排出をどくくらいにしたら危険であるかという研究は、これは現在の段階では相当進んでいると思ふのでございまして、進んでいるにもかかわらず公害現象が起つていふ、これが問題なのでございまして、むしろ企業はその進んだ成果というのを自分で押へて隠している。いざというときの戦争用に使つていふのが真実ではないだろうか。企業自身がそれを進んで公開してくれればいいのでございまして、企業の研究というのは自分の研究でございまして、それは実際には公開されておらない。ただ、多かれ少なかれ研究の進んだ企業はできるだけ安全操業をやつていふだけのことでございまして、私も企業の研究までは十分に知り得ないといふことが多いのでございまして、

具体的に申しますと、アラビア石油の中にどれだけの重金属が含まれているかといふことは、これは石油企業側ではもう明らかに全部検討していふと思ふのでございまして、しかし私たちの手で、どこの油はバナジウムが幾ら、バリウムが幾らだといふふうなことを全部にわたつて詳細に研究することは不可能でございまして、企業の研究がそ

それは必ず一歩進んでいると思うのでございます。ただ、私たちがかりに企業に行きましても、おたくはバナジウムを出している、だからやめてくれというふうなことを言いますと、うちの石油はどこから輸入しているのか、その石油にはバナジウムはございません。分析結果はこのとおりでございますという、それはどこかのお間違いでございます。そうすると、私どもとしては、結局はかの石油会社にまたかけ合いに行かなくちゃならない。そしてまた頭をかいて引込んでくる。それからよくあとで調べてみると、バナジウムをやったりつって売っていったんというところが、後になって発見するということになるわけでございます。企業の研究というのは基礎とするわけにはいかないのじゃないかと思うわけでございます。企業の研究成果を企業は金庫の中に置いておいたということ、これは捜査の結果発見することがないとは申せませんけれども、原則としてそんなものは現場に置いてないというふうに考えていいのではないかと思っています。

私はその意味におきまして、公害の発生というのを防止するのは、実は刑罰じゃない。傷害罪を重くすることについては私は賛成でございます。業務上の傷害罪もしくは業務上の傷害致死を重くする、あるいは責任範囲を拡大するということは、私は賛成でございます。しかし、公害を刑罰で防ぐというのはやはり困難だ。というのは、刑罰というのはどうしても疑わしき罰せざるという基本原則がございます。そこからそんなにはずれることはできない。かりにおそれをつけても、クリア・アンド・プレゼント・デモンストラの範囲で出てくるのでございまして、それから先は将来予測できるおそれというふうなものをみだりに採用することはできなからうと思うのでございます。その意味では、私はやっぱり公害の防止というのは、せめて都道府県知事あるいは市町村長に、あまり悪いことをするやつに対しては、電

気、ガス、水道を供給しないという要請権くらい与えてほしいと思うのが一つでございます。それから公害というのは監視者よりも公害を出す人間のほうが多いでございます。公害を出す人間よりも被害者のほうが常に多いので、被害者に関してはどうしても損害賠償を容易にできるような方法というものを考えていただきたい。そのためには因果関係の推定も非常にけっこうでございます。それからまた故意、過失の推定もけっこうだと思っております。

それからさらにまた有害物質、特に有害物質として、たとえば有機水銀、カドミウム、それから硫酸酸化物、それから各種の病気、水俣病、イタイ病、あるいはぜんそく、気管支障害というふうなものとの間には、因果関係があるという推定を置いてくださるのもいいのではないかと感じます。これは被害者を補てんするというのが原則でございます。それ以外に企業に対して何らかの損失を負担させることではございません。そして損失補償すべしといふ場合には、これは国が損失補償するといつても、そんなに多額なことにはならないわけでございます。現に推定規定を置くことによって、後の科学的研究でその推定がくずれたような場合には、これは国が損失補償すればいいのではないだろうか。少なくとも、疫学的な研究成果というのは、民事訴訟については相当大量に入れることができるんじゃないかと感じるわけでございます。多かれ少なかれ、現場に立つて公害防止の仕事をやる役人に、相手方と対等に話をする力を与えていただきたい。やはり大気汚染、特に工場廃液処理なんかについて、めちゃくちゃなことをやっている人に対して、話をしにいくのもどうもまじめに相手となつてくれないうことを目的にはいたしたくありません。また電気やガスの供給をとめて人の営業をとめたいという気持ちには毛頭ございません。それよりもむしろ、公害についてどうしたら防止できるか双方で協議したい。そして科学的な方法をできるだけ早く開発したいと思っているわけでございます。

あとになつての知恵でございますけれども、水俣病の原因になつたメチル水銀の排出機構でございますけれども、あれは水俣工場の中のごく一部の工程から出てくるわけでございます。そこからは出てくる廃液は、一時間に一トンないし六トンという非常に少量のものであつたわけでございます。したがって、もしその部分についてできるだけ早く研究が進んでまいりますと、多くても六トンでございますから、処理は非常に容易だったんじゃないか。お金も非常に少なかったんじゃないだろうかと思つてございます。それであの宇井助手なんかのお話でございます。百五十万円出してくだらうと言つておるわけでございます。被害者が百五十人でございますから、一人当たり一万円でございます。昭和二十七年、八年のころの段階で、窒素が百五十万くらいのお金が出せなかつたわけでは絶対でございます。したがって、本気になつて処理を考えたければ、非常にわずかな経費で、実は公害の防止ができるわけでございます。できなかつたから、これはできなくても、しかも、その事業がどうしても国にとって必要ならば、国がある程度まで経費を考へてくださればいいのでございます。また、都道府県なんかにはいたしまして、国が許してくれればその経費をつけること、あるいは場所を移転いたしまして、安全なところで操業してもらうことを考へてみればいいわけでございます。初期の段階でございまして、そんなに大金は要らないというふうに感じますので、こうした刑罰法で事実が起つて罰するといふ感じじゃなくて、事実が起る前に企業と共同して公害防止に当たりたい。また、企業が真剣になつてくれなければ、とうてい公害の防止なんかできないという立場でぜひ御検討いただきたいのでございます。

その意味では私はこれに「おそれ」をつけるというふうなことからスタートをいたしまして、そして都道府県知事や市町村長の権限を拡大すること、それから被害者の救済方法をできるだけ早く具体化するという形で、公害防止のほうに進んでいただきたいと思つてございます。

○塩田啓典君 それでは庭山先生に聞きたいんですが、先生はこの公害罪法があつたほうがいい。そういうことを、判例タイムスというので、先生の書かれたものの中に、公害が犯罪と規定されれば、いわゆる被害者による告訴とか第三者による告発が非常に可能になり、捜査機関による強制捜査に踏み切らせることが可能だ。そういう点の利点があると、そういうことを言われているわけですが、この公害罪法、この法律がある場合とない場合、強制捜査についてはどのような違いがあるのか。

それともう一点は、いわゆるこの公害罪においては、世間一般が危険と判断すれば公害罪の成立は肯定されるべきだ。その意味で、科学的判断を前提として許された危険とは、かなりのギャップがあると考えなければならぬ。だからあくまでもその危険というのを科学的判断によつての限りはだめだ。だから、科学的判断よりも社会通念を重視せよと、そういう主張をされているわけですが、私どもは賛成なんです。けれども、はたしてこの法案が通過した場合に、結局この法律が基準になるわけですが、そういうことが結局この法律だけにおいて可能なのかどうかですね。幾らそういう意見があつても、法律が適用される場合にはあくまでも科学的なものを根拠にするともう非常に効果のないものになつてくるんじゃないか。そういう点を心配するわけですが、私ども、そういう点についてのお考えを聞きたい。その二点です。

それを立つたついでにいまの戒能先生のお答えの中でもう一つ私再質問したいのですが、基準をオーバーした場合、基準にはもちろんある程度の安全度が含まれている。そうすると、工場側が基

準は少しぐらいオーバーしているけれどもこれはだいじょうぶだと、人体に影響のあるというそういう認識もなくして流したのだと。そう主張した場合に、これは安全度があるという考えからいけばこういうふうにならないのかどうかですね。

それともう一つは、メチル水銀についてはこの法案が適用されるのだという、そういう話ですけれども、もしこの公害罪の法案が十年前からあったと考えた場合に、あの水俣病において新日本窒素の当時の技術水準においてはメチル水銀が有害であるということはまあ知らないで、国の法律には合っておったのだと、そういうぐあいに主張しているわけですから、そうなるこの法案があつたにしても、もし十年前からこの法案があつたとしても、メチル水銀も適用できないのじゃないかと、そのように考えているのですけれども、その点についてのお考えを聞きたいと思ひます。

○参考人(庭山英雄君) 最初に私のほうからお答えさせていただきます。

第一の強制捜査という点につきましては、刑事訴訟法手続の上で告訴、告発等がありますれば、特に告訴等につきましては迅速に捜査を開始しなければならぬ。これは命令ではありませんけれども勧告的な規定がございます。それから別に告訴、告発でなくても警察側で積極的に捜査活動に乗り出すことができるわけです。その場合の警察側の利点といたしましては、やはり国家権力を背景といたしますから強制力を持っているわけでございます。その点では弁護士などが調べるのとはわけが違います。で、民事の裁判で、実際を見ましても、強制捜査権もなく、証拠資料等を収集する場合に弁護士等がどのくらい苦労しているかはわかる。そういう点からいまして一応強制力を背景にやることのできるという点でメリットを認めることはできるのではないかと。ただしその論文でも触れておきましたように、あくまでこれは捜査官並びに検察の中立、公正ということを前提にしてである。その上での立論で、それがくずれ

るならばこれは何の意味もない。そういう点を一つだけお答えしておきたい。

それから第二番目に、世間一般が危険と感じたならば、おそれもしくは危険状態が発生したものと、事実認定の上で有罪判決の可能性があるのでないか。この問題を考える場合には、やはり現実の裁判とそれから裁判官というものを前提にして考えなければならぬと思ひます。それでおそれという規定がある場合と、おそれという規定がない場合とでは、現実の問題といたしまして、裁判官が事実認定を行ない、それが構成要件に該当するかいなかという点においては、——私は事実認定についてはかなり勉強しておるわけでありまして、大阪地裁に毎月ぐらゐ研究に通っております。その現実の状況から見ましても、大きな違いが出てまいります。おそれがない場合とおそれがある場合とです。裁判官の事実認定の幅というものについては、裁量権の幅が大きく違ってくる。したがって、やはり規定の上でもしも公害というものの防除を可能にし、そしてまた裁判官の認定をなるべく容易にするというふうな方向で考えますならば、「おそれ」というものをを入れるほうがプラスである。

その次に、これに関連する問題で、たとえば社会通念という問題ですけれども、結局は裁判官が最終的には判断するわけでありまして、その場合に、科学的という概念を入れておきますと、やたらに刑事裁判の中でも鑑定申請をする。そういう形で科学論争に持ち込まれるおそれがある。科学論争に持ち込まれたならば、裁判官というものは、P.M.云々、それから精密な因果関係等については、おそらく科学者同様に熟知している人はいないであらう。そこで科学論争に持ち込まれた場合にはどうにも決着がつけられない、そういうおそれが出てきます。そこで、それでは何を判断の基準にすべきか、それは本法案が人の身体と健康に対する保護、そういうことを目的といたしますならば、国民の被害者、それから被害者を含む市民の現実的な感覚、それを裁判官

が客観的に判断する以外にない、その危険というものの判断、あるいはおそれというものの判断について、実際の運用上ではないわけでありまして、科学論争に持ち込むことは、たとえ実体法上非常に明確なものにしましても、それから私が述べましたように、手続法上十分な手当をいたしまして、なお現実には無罪判決という形で、これは市民にとっては大きなマイナスになるおそれがある、そういうように思ひます。

それからもう一点、基準云々という点につきまして刑法上の観点での問題をちょっと申し上げておきますと、一応この法案がどうかということとは別にいたしまして、有効で確実な公害罪ができた場合、その場合ですけれども、その場合にはあくまでもこれは公害罪というものは自然犯でございます。殺人等と同視される反社会性を持つておるものと考えられるわけです。そうしますと、たとえ基準内を守つておつて、いろいろと排出行為をやつておるといたしまして、危険が現実化し、それが社会通念として明らかに危険もしくは危険のおそれのある状態に立ちましたときには、結果に対する回避義務が過失犯の認定では必要でございまして、その義務に違反することになります。したがって行政的な基準であり基準、P.M.の許可以内であっても、自然犯である公害罪といたしましては、刑法理念の上ではこれを処罰せざるを得ない。行政上の基準とは必ずしも関係がない。

その三点だけお答えしておきます。

○参考人(戒能通孝君) ちょっと、いまの御質問でございますけれども、基準をオーバーするといふ場合でございますが、これは基準につきましても、安全性——安全係数といふものが一応考えられるわけでありまして、ただ安全係数といふものをつくるときに、どういふふうにしてつくるかと申しますと、これは厳密な実験をしたあとでつくるもののみとはいへません。ものによりましては、一にしまししょうか、二にしまししょうか、一・八くらいはどうかという形で定めるものでござい

ます。したがって、安全係数といふものが必ずしも実験化学的な基礎を持つていゝるものとは言えないわけでございます。したがって、基準をオーバーするといふのは、このオーバーのしかたが少なくとも安全係数の範囲をこえた場合、つまり基準が〇・二P.M.だと仮定いたしますと、安全係数が一・五だと仮定いたしますと、そうすると〇・三P.M.をオーバーして排出したような場合には、一応危険を及ぼすおそれがあるんだということまでは申せます。しかし、危険を及ぼすんだというのことは言えないわけでございます。というの、安全係数が必ずしも常に実験を基礎として行なわれている、つられていゝるわけではございませんので、それはおそれがあるという程度のことでは申せませんけれども、そこで危険だということまでは申せません。危険であるかどうかといふことはまた別途の実験その他をしてからきめなければならぬこととございまして、基準をオーバーしたらずる法律の適用を受けるというわけにはいゝないと思ひます。少なくとも「おそれ」という文字が入つておりますといふと、これは安全係数を抜いた数値をオーバーすれば、おそれがあるんだということでは言えそう

な感じがいたします。

第二に、有機水銀の件でございますが、もしこの法律がいまから十数年前に成立しておりました、そして捜査官に相当優秀な方がおりました、船にカキがつかなくなつた、何かあぶないことがあるんだということとで捜査が始まつていたといひますと、そうするとおそろしく起訴はできなかったと思ひますけれども、起訴する前提行為ができた、捜査行為ができた、捜査に伴う化学的な実験その他もできたんじゃないか。ネコに水銀のかかつた魚を食わせて、そして実験するといふようなことができて、ネコが狂ひ死ぬ。それが脳に中毒症状を起こすんだといふふうなことまではわかつて、やはりこれはあぶないからおやしないさといふ発言ができたんであらうと考えられるわけでございます。しかし、もし気のきいた

捜査官がいなくて、現実に被害者が出たということになれば、新日本製薬は、これはかりにこの法律案が十数年前に成立したと仮定しても起訴できなかつたんじゃないかと思うのでございます。しかし、昭和電工は違います。昭和電工はこれは二番目の事件でございますので、この場合には少なくとも危険を生ぜしめるおそれがあった、危険を生ぜしめていたとして起訴できたんであると感ずるわけでありまして。この点でこの法律案がもし十数年前に成立していたと仮定したら、おそらく昭和電工のあの事件というのは起こらなかつたんじゃないかろうか。阿賀野川の水銀事件というのは起こらなかつたのじゃないかと仮定するわけでございます。

○塩田啓典君 いまの最初のあれで、私はもちろんそういう被害が、危険が現実に生じた、そういう仮定のもとで、そういう場合には基準をオーバにしてそうなたけれども、その工場側にはそういう健康に害を及ぼすほどの認識はなかつたといった場合ですね。

○参考人(戒能通孝君) それが「おそれがある」ということでしたら容易に起訴できると思えますけれども、「おそれ」という条件がはずれておりますので、検察官自身で危険があるのだ、危険が生じているのだということを何らかの形で立証しなければならぬ。その立証は危険があるということと条件にしておりますので、疫学立証だけでは困難ではなからうか、臨床学立証の形までいかなくてはいいけないのではないかと、少なくとも動物実験までいってなくちゃいけないのじゃないかという印象を持つわけでございます。で、その点で検察側の立証が非常にむずかしいなっているというところが言えると思っております。というのは、公害というのはどうしても微量な汚染質がずっと長期にわたって継続的に発生するということでございますので、動物実験自体が非常にむずかしいのでございます。動物を非常に濃厚な亜硫酸ガスのもとに暴露しておいて、そして、それから起こってきた変化がこうなるんだ

というのではだめなんでしょう。三〇〇PPMとか五〇〇PPMの状態にしておいただけでは、〇・五PPMの場合にどうなるかということ、五PPMの状態に動物をかりに五年間暴露してどうなるかということが実験として行なわれなければなりませんので、立証方法が非常にむずかしい。立証の成果が、研究の成果を得るために、少なくとも長年かかるということが言えると思うのでございます。その長年の間は一体どうなるか、おそらくそれは認識がなかつたというような、そういうした答弁のほうが認められるのじゃないであろうかと思うわけでございます。

○後藤義隆君 戒能先生にお伺いいたしますが、先ほどから戒能先生から非常に詳細にお話をいただきましたが、非常によくわかつたのであります。が、私も考えておりますことは、公害を防止するために行政の法令と申しますか、そういうようなふうなものが必要である。そうして、先ほど先生のお話の中には、東京都の条例でもって基準をこえるようなものに対しては、水道とか、あるいは工業用水を停止するというような措置をとっている。しかし、これだけではまだ十分でなしに、これのほかにガスとか、あるいは電気を切る、そういうようなふうなものを停止することが必要であるというふうなお話がありましたが、私もそれはやはりそこまでいく必要があるだろうと思うのですが。

それからこの法律は公害防止に関連がありますけれども、公害が発生した場合に、それを処罰することを目的とする法律でありますから、それで、この本法が働く前に、先生がさっきお話になつたようなふうな、公害防止のためガスとか、あるいはまた工業用水の停止とかいうようなふうなことをする必要があると思ひますけれども、それはこの法律でなしに、大気汚染、あるいは水質汚濁とかというふうな別の法律にそれをきめるべきことであつて、本法にはそれは入れるべきことではないんじゃないかということを私は考えるわけ

です。それから、もう一つ、さっきの「おそれ」の問題ですが、これは私も、法務省のほうでこれをとっているのは、こういうふうなふうに解釈しているわけですが、基準をこえて人の健康に害を及ぼすようなおそれのある状態を生じた場合には、これをいよいよ本法で処罰をせよ、基準をこえて、そういうふうなふうな状態を生ぜしめたときは、今度はその行政法令の中において処罰をするという規定すべきではないか、行政法令の中にそういうふうなふうな法令が、たくさん処罰条文があるから、それが相当ではないか、刑法の中にそれを入れることは適當でないのじゃないか、というふうな考えをたわけですが、その点について先生のお考えと、それからさらにさっきお話をしましたが、公害のために健康を害しなれば、危険というふうなふうなことはちよつと言えない。それで健康を害して初めて危険というふうなふうな先生のお考え、そのときには傷害罪で処罰ができるのじゃないか、というふうなふうなお話があつたのですが、ところが、この本法の第二条に、「人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は」と、あつて、ここでは傷害のことは触れておらずに、「危険を生じさせた」ということだけをこゝでは規定をしておいて、傷害のほうは、第二項の「前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は」というふうな、第二項の第二項があつて分かれて

いるわけですね。そこで、先生はこの法律をつくつてもほとんど効用をなさないのであるとありますが、もちろんこの傷害罪だけを罰するということであればこの第二項と同じになるからそれでいいと本法は必要ないかも知れないけれども、傷害罪よりもう一步手前の人の健康を害するということのようなふうなそのときは、処罰するのにはやはり私は本法の第二条というものが働くんじゃないか。それじゃ健康を害するということと、もう一つその手前の「おそれ」ということの間に私はやはり区別があ

ると思うんです。その「おそれ」ということは、いわゆる危険を生ずるという、今度はもう一つその手前の「おそれ」であつて、そこまで範囲を広く処罰しなくてもいいんじゃないか、こういうふうなふうな考えるわけですが、ところが危険かどうか、危険であるかどうか、この程度のものを、毒物を排出している場合には危険であるかどうか、また病氣にはなつておらぬが危険であるかどうかというところは、これは科学的な医学的な判断だけであつて、そして第二条に相当するかどうかということをやはり判断すべきものである。したがつて私はやはり本法の第二条というものはあつたほうがいいのではないかと。実際においてこれを適用することは、さっき先生のお話のとおり、そういうふうなふうな場合はほとんど少ないと思はれるが、この法律は全然むだではないのじゃないかというふうなことを考えるわけです。その点について戒能先生はどうお考えでしょうか。

○参考人(戒能通孝君) これは、ですから、今回の国会は公害国会だといわれています。公害に對処する一般の思想の問題に関連していると思ひますのでございます。もし公害を除去するという基本的な方式が公害をなくする方向に全体として向っている場合にはおっしゃるとおりでございます。つまり、たとえば行政的な手段を相当強化してまいります。はつきり申し上げて、行政庁の役人が公害をしよつちゅう出している人のところに行つて話しをするときに非常にしやすくしていただくという点が一方にあり、それから基準の定め方が、たとえば東京につきましては東京に相応した基準を定める方法というものをきちつときめていただいで、そしてその中でこの公害罪法案というものが出てくるものでございまして確かにおっしゃる通りだと思ひますのでございます。で、現在の状況におきましては、そうではなくて、公害を出す企業のところに行つて交渉しても、なかなか言うことを聞いてくれないわけでございます。そんなことと、なかなか言うことを聞いていただくことがで

きないというのが現状でございます。公害担当の人たちがこれはほとんどまあお願いし、土下座してようやく話をしているというふうな状態なのでございます。こちらが土下座したんじや、とても公害なんか防げない。ある程度まで高姿勢にならざるを得ない。初めは土下座してもけっこうでございますけれども、ある段階までいっただら、そんなこと言うなら思い知れというふうなことになる。それと相手と話をしてくだらない。そして相手を低姿勢にするというふうなことを一応念頭に置く条文があって、それがたとえば公害基本法というふうなものに盛り込まれているというところがまずあって、そしてそれが出ているのでございまして非常によくわかるわけでございます。

それからさらに公害規制のいろんな手段でございますけれども、東京の場合を考えてみますと、うたと、たとえば煙突の高さで大気汚染を防ぐということはもう限界にきておりまして、煙突を幾ら高くしてももうどうにもなりません。現実の問題として、低硫黄石油を使ってもうとか、煙突があつたら必ず集じん器をつけてもらうとか——そのかわり東京都その他には安くて堅牢でそして機能が相当いい集じん器を開発するという義務が出てまいりまして、煙突があつたら必ず集じん器をつけるというふうな条件を置き得るようにならなければならぬ。煙突だけではどうにもならない。したがって、たとえば工場の配置計画なんかも、都道府県知事が地域的に相当やれるというようにしていただいた後にこれが出てくるのでございまして、私はこれをもうと厳格にしたいのでございまして、こうだと思つてございまして。

その意味で、この公害罪法案というのが将来の公害政策の展望としますと、前進する方向に向いているのか、これでストップする方向に向いているのか、そこが問題だと思つてございまして。いままで御審議がいろいろあつて、それは新聞等でもよく見ているつもりでございますけれども、

ども、どうやら今度の国会はこれでおしまいなんじゃないか。これでは困る。これでおしまい、もう三年もはうておく、そうしてまた新しい被害が出たら新しく考えるというのでは困るわけでございます。したがって、私は率直に申しまして、「法律時報」に、こんなものは要らない、むしろこんなものは反対だということを書いたことがございます。それよりはもう行政手段の確立、それから被害者の賠償というほうに力点を置いていただきたい。被害者の賠償でも裁判所に誤判があつたら、若干の損害賠償義務を国が負担してもいいというところまで決心をしてやっていたきたい。それがあれば要らないとまで書いたことがあるのでございます。

しかし今の段階につきましては、被害者の賠償法というふうなものは出そうもございません。それからまた基準のきめ方につきまして、やはり硫酸酸化物による大気汚染はやはり煙突を高くすることだというふうな、何かやはり従来の伝統的な方法しかとつてくだらないようでございます。そこで考えを変えたわけでございます。そうならばここでせめて公害行政をやるものに対してかしくらいに与えていただきたい。かしくなつて、これは別に起訴はされなれないと思つても、しかし起訴されるかもしれないというものは、相手は相当やはり不愉快でございます。そうして懲役数年ということになりますとやはり相当不愉快でございます。告発しますよというのがまあともかく若干の武器になるわけでございます。しかし現実の問題として、私は公害罪法のこれによりまして処罰される人が出ることは、決して歓迎すべきことではない。できたら処罰もされず被害者も出ない、空気が悪くて不愉快だ、水がきたなくてともいやだ、けれどももしかしまんできるといふ程度までにしていただきたという趣旨で申し上げているわけでございます。したがって、お話の趣旨は非常によくわかります。それから全体の流れの中でとらえていつて前進的な方向でございましたならば、そのお話

に全く同感するわけでございます。

○後藤義隆君 戒能先生の御立場はよくわかるのです。ところが、国会は御承知のとおり、いろいろ委員会が分かれておりまして、公害の被害者に対するいろいろの救済というものは厚生省のほうの関係で、この法務委員会のほうでないものですから、それからほかのところは商工委員会である。いろいろなものはやつておつて、おもにここにはこの法案だけしか来ないのですから、私どもはこの法案を中心にして考えておるわけですが、それで先生から見ると、これはそんなに現在としては使ふようなふうなこともないから、そうあつてやる必要もないのじゃないかというふうな考えも多少あるようでございますけれども、私どもはこれを一つの警告といひますか、あるいは企業者に対する威嚇と申しますか、これはあつたほうがいいのだというふうなことを考えているわけです。

○参考人(庭山英雄君) いまの問題に関連して、ちよつと発言させていただきます。簡単に終わります。

戒能先生は、公害をなくす方向で考えたとおっしゃいました。そういう基本的な意図においては、だれでもここにいらっしゃる方は同じであらうと思ふ。その場合に公害罪立法を考える基本点について、二つもう一度確認したいと思ふ。

一つは、立証を容易化する方向、それについての法案では推定規定がすでに入れられたわけですが、けれども、これではまだ現在の社会状況をまともに見ますときに足りない。したがって、挙証責任の転換というふうなことを申し上げたい。

もう一つは、なるべく早く裁判所に持ち込む手当てをくふうする、そういうことです。捜査官憲並びに検察の手に長く置いてはいけない。何とかして早く司法官憲の手に渡す、憲法上司法官憲と書かれておりまして、この司法官憲というのは現在の解釈では裁判所でございます。いろいろと役所がございすけれども、とやかくいいまして

も、現在最も信頼できるのは私は裁判所であると

いうふうなことを考えております。しかも憲法上、裁判官独立の保障がございす。いろいろ情勢の中でこれに頼る以外には現在私どもが活路を見出すにはほかにない、そういう点に重点を置いて考えていただきたい。そこから当然出てきますのは、現在の法案は重要な手続的規定が二つが抜けている。一つは、先ほど申し上げましたように、準起訴手続、もう一つは、検察審査会の拘束力の問題、これが二つ抜けている。これでは手続上ざる法というか、実体法上ざる法というのですか、運用上実効のないものになる、そういう点をちよつと加えておきます。

以上です。

○後藤義隆君 庭山先生にお尋ねしますが、先ほどのお話の中に故意、過失を推定することが必要でないかというふうなお話があつたのですが、故意、過失を推定するというのは、どの程度に推定するかというのには、非常にむずかしいことではないかと思ふ。これは民法上はあるいは無過失責任なんというふうなことも考えられないこともないけれども、刑法上において故意、過失を推定するということがはたして適當であらうかどうかというのをひとつ考えますと、それからもう一つは、先ほどお話の中に、従業員にこういうふうな違法な行為があつた場合には、その雇用者を処罰するというのが必要だといふふうな、そのことが必要だといふお話があつたわけですが、これはやはりいまの故意、過失と幾らか関連があることですが、雇用人のほうには全然故意、過失がなくとも、従業員に何か故意、過失があつて、こういうふうな犯罪行為が行なわれたときに、それでも処罰するといふことは、——故意、過失がなくして処罰するといふことが刑法理論の上でもっていいのだからどうか。ただ、公害だけにそういうものを認めていいのだからどうかであるのかというの、私の古い考え方からいくと多少考えられる。

それからもう一つは、先ほど先生も申されましたが、検察審査会の拘束力を受けるようにすると

いうことが、こういうお話があったが、これはあるいは検事のはうでは不起訴、検察審査会のはうで起訴すべきだというふうなことに言われた場合、起訴するということは、これはやればできないこともないかと思ひます。そういう方法は、法制をとればできないこともないと思うが、それが今度は裁判所を拘束するのかどうか。そうして先生はこれは有罪か無罪かということは、社会通念あるいは世間一般から見てこれは判断するのだというふうなことです。ところが裁判所のはうでもってそういうふうな法律をつくって、そして科学的にも何も要するに判断しなくて――裁判所のはうは、現在御承知のように、裁判所に大ぜいの人がはちまきなど締めて押しかけていつてわあわあ言っているが、ああいうことでもって社会通念あるいは世間一般の社会要求だというふうなことでその意味の判決をせなければならぬというふうなことになって裁判所を拘束することになると、そうすると裁判の独立とか何とかいうことも非常に脅かされることになるが、それで先生のお話は裁判所までも要するに拘束するというお考えか、ただ検事が控訴しなければならぬというだけのお考えか、その点も伺いたいと思ひます。

○参考人(庭山英雄君) よくわかりました。第一の刑法上の故意、過失という問題について、一挙証責任の転換というのは不可能なのかという問題、確かに従来の伝統的な刑法理論、主として私どもはドイツからこれを学んでおりましたけれども、これにおきましては故意、過失については檢察官が立証する。しかも、これを裁判官の確信をこえてまで、英語で言いますと、ビヨンド・ア・リーズナブル・ダウト、合理的な疑いをこえてまで立証しなければならぬ責任がございます。しかし公害罪というものの本質を考えると、私の見るところでは、たいへん持てる人たちが持っていない人たちを責めておる、迫害しておる、そういう感じを私はまのあたりに見るわけがあります。そういうようないわば持てる人が持たない人に対してやっているというような本質を見

ますときに、故意、過失について檢察官側に立証責任を全部負わせるということでは実際上不可能であろう。で、むしろ一応の証拠です。英語で言いますと、サムエビダンスと言います。一応の確からしい証拠を檢察官が提出するならば、あと無過失については企業側であるいは被告側でこれを立証する、そういう形です。したがって、無過失責任ではございません。その程度の歩み寄りには公害現象の複雑化、それから公害現象というのがわが国で占めております地位、詳しく申し上げませんけれども、それから考えますと許されるのではないか、そのように思うわけです。

それから二番目の両罰規定の問題ですが、行政法規等の中に両罰的な規定があることはすでに皆さま御存じのとおりであります。それからこの法案でも一応両罰規定を置いてございます。ただしこれは従業員について違法並びに責任が確認されて初めて企業側に及ぶわけでございます。しかし公害というものをよく見てみますと、必ず組織によって行なわれるわけで、あるいは個人的な企業というものもございますけれども、大きな災害を出すような公害というものは、やはり巨大企業でございます。そういう場合には、これは組織的な内部の統制監督がございます。それならば、実際の違法行為をやる人たちはどういう位置を占めておるかということをお考え願いたいと思います。もしもほんとうに最終的な責任をだれが負うかという点まで考えていきますと、これは企業の最終責任者その人を処罰することによってもっと容易に公害をなくす方向が生まれるであろう。そういう意味では組織責任、組織犯罪というものを考えていかざるを得ないのでございます。で、すでに述べましたように、両罰規定は、実際、法制審議会でも採用しております。これは何も企業が故意、過失があるということを前提にしてやっておりません。そういう例はないわけではございませんので、別に企業側に故意、過失がないといいますが、組織上責任をとるということは十分考えられる。特に最近、イギリスやアメリカのほうで

起きております機能的考察、ファンクショナル・アプローチという点からいろいろ刑罰という問題を考えますと、実際にどういうふうな機能するかという点から考えるべきであつて、単に概念法学的なドイツの理論に従つて故意、過失云々ということを主張するということとは、必ずしも現在の段階では妥当ではない。

それから第三番目の檢察審査会の問題ですけれども、檢察審査会が議決をした場合には、やはり檢察官の起訴を拘束する、それだけです。司法官憲法であり、また裁判所とそれから檢察官とは憲法上明確に區別されておる。一つは司法官憲でございまして、まさに裁判所、一方は行政官でございまして、

檢察官は。これはせつ然と區別しないといけません。戦前、裁判所とそれから檢察官は司法官憲といふ旧憲法のもとでは、單に機能の違ふ官憲であるといふふうに考えられておりますけれども、現在では違ふ。それは日本のおつておりましてブルジョア民主主義、ブルジョアは抜かしてもいいでしょう。民主主義というたてまえの中から、権力を持つものは乱用しやすいという根本理念を具體化してつくられたものです。したがいまして裁判所を拘束するということはありません。それならば裁判所はどうするか。これは私たちの世界は、日本と限っていいですけれども、民主主義社会です。で、そういう権力を持つものは乱用しやすいという前提のもとに裁判官を獨立させて、行政

が不当な圧力を及ぼさないように、それから裁判官個々の判断も裁判官独自で判断できるように、そしてまたその裁判官の判断が公正になるようにいろいろと裁判官選抜制度、それから忌避申し立て制度とか、そのほか旧刑訴法ではありませんでしたの自由について補強法則を必要とするとか、伝聞法則とか、立証を確実なものにする方向の手段が種々とられております。したがって裁判官の判断については全く裁判官の自由にまかせる。ですから、社会通念といいますが、最終的に事実認定で判断いたしますのは裁判官です。裁判官がこれが社会通念である、そう言ったものが社会

通念でございます。ただ世間一般がわいわい騒いだらどうなるか——そういう問題とは違ふ。いろいろ騒いだりして裁判官も動くじゃないか。これは民主主義社会では、討論というものの、言論というものが人間の判断、思想等に間接的に影響を及ぼすんだと、その上につつの新しい秩序が育つていくんだと、そういう信仰のもとに成り立っておりますから。裁判所に何らかの拘束をする、あるいは裁判官の判断に対して拘束するということは絶対に避けなければいけない。そういう意味で、繰り返しになりますけれども、検察審査会の議決は裁判所を拘束はいたしません。

以上です。

○後藤義隆君　いま先生のお話の中にあつたのですが、これは第四条のことをお聞きいたしますが、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。」と、こういうふうになつて、罰金だけではもちろん、要するに、使用者のほうを処罰する規定が四条にあるわけなんです。ところが、先生の先ほどのお話では、罰金だけでなしに体刑もやはり故意、過失はなくても使用人が犯罪を犯した場合には処罰することが相当だと、こういうお話のようなふうに私は伺つたんですが、どうですか。

○参考人(庭山英雄君) 組織責任、組織犯罪という理論につきまして、法人処罰の場合に罰金にするか、そのほか刑罰というものは具体的にどういうものであるか、どういうものにすべきかについては、現在の理論でまだ確定的なものはいきません。しかし最も有効な手段というか公害防止をしたいという意思から考えていきますと、これを機能的に考察しますと、私は体刑などよりもむしろ企業そのものの操業停止、中止、そういう刑罰をも考えていいんではないか、体刑が必ずしもベストだとは思わない。そういう点で、なぜそういうことを言うかといいますと、現在の経営のしか

たでは、従業員が処罰されない限りは企業は処罰されない、罰金刑も与えられない。それならば常に従業員が悪くて企業はいいけれども、罰せられるという例ばかりであろうかという点に疑いがあるわけだ。

組織の中では従業員がまじめにいろいろと上司の命令を聞きやっております。場合によってはだめの場合もございます。つまり組織の中では最終責任者が不当に義務を果たさず、監督をなさず、そしてその結果違法行為を為すの形でやる例も多々あるように私は見ております。したがって、独立して従業員の故意、過失として法人の故意、過失責任というものを別個に考えてもいいのではないかと、そのようにしないと、とにかく従業員というものが罰せられなければ絶対だめという形でストップしてしまふ。しかも組織全体の実態を考えると、これは場合によつては、下級労働者のほうに――下へ下へというのがおそらく適用の実態になるであろうというようにおそれるわけです。もちろん私は現在司法官憲、裁判所を相当程度に信頼しております。現在のシステムの中に、これはいろいろと不満があつてもやむを得ない、その範囲内で何とか国民のためになる公害罪というものをつくつていこうというふうに考えておりますので、以上のような考えを述べる次第です。

○後藤義隆君　あまりくだいようですが、もう一点だけ。

いま先生のお話がいちじつでしたが、操業停止とか、あるいはまた廃止とかいうことばが出たんですが、これはもちろん要するに必要だと思ひます。それは先ほど戒能先生のお話の中にも出ましたように、必要だと思ひますけれども、私たちはこの法務委員会はそこまで立ち入ることはちよつと許されたい。それは別な行政法規の部門でもってほかの委員会がすべきではないかというふうに私は考へて、この法律の中にはそこまでは考へる必要はないのだというふうに考へて、いままではそういうことには触れなかつたわけな

んですが。

○参考人(戒能通孝君)　実はこの法律の適用につきましても東京都でも一つ問題がございます。というのは、東京都の多摩川の下流部、丸子橋のところに調布取水場というところがございます。その調布取水場の前の原水の中にカシンベック病というものの病因物質が入つていて、この学説があるわけでございます。そこで調布取水場で取水を一体配給するかどうかという問題につきましても、東京都も実は非常に困りかけている問題でございます。ところが、カシンベック病の病因物質があると云う先生がございまして、しかしカシンベック病なる病人が一体東京都にどれだけのいるのだろうかということにつきまして、私もとして全機能をあげて調査したつもりでございますけれども、二人である。病例を見たという方が一人ございまして、その方が二例見たとおっしゃつておられるわけでございます。ところが、一例は実は多摩川のはらの水とは全然関係のない井戸水を飲んでゐる方がそれである。もう一例は、それは確かに、多摩川の調布取水場から出る水を飲んでゐる方がそれであるという形なのでございまして、東京都の調布取水場のようなところでございまして、実は何十億という投資をしてゐるわけでございます。土地だけをとつてみても、あそこを使うか使わないかという問題は東京都にとつても非常に大きな問題なのでございまして、したがつて東京都の水道局という立場から申しますと、水道はぜひ使いたいという立場でございまして、したがつて病人がない、病例が二つしかないというところならば、カシンベックとそれから原本との関係はないという立場で使いたいという形を主張されるのは当然だと思ひます。もう少し慎重になつてほしいというところがあるわけでございます。しかし私もといたしましては、もう少し慎重にしまして、ともかくカシンベック氏病の病因物質があるという見解は、現在の段階では臨床学的な見解ではなくて疫学的見解にとどまるであらう、しかし疫学的見解であつても、この疫学見解はで

きるだけ尊重すべきではないであらうか、もしカシンベック氏病の病因物質が水道水の中に入らないという保証があるならば、これは再開してもいいであらう、活性炭その他を使うことによりまして除去できるという保証があるならば使つていいであらう、しかし保証がない場合には、できるだけ調布取水場の取水開始は慎重であつてほしいと要求するわけでございます。そこに実を申し上げますと、「おそれ」という文字が入つてゐるかいけないか、実はこの法律の適用が非常に違つてまいります。どの会社でもどの企業でも、やはり自分の企業の投資として何十億、何百億というお金を投資してゐるわけでございます。したがつて、でき

にいままで使つたお金というのは、はたして合理的に使われていたのか、いないのか、これが実はわからないわけでありまして、いままでの日本の科学技術というのは、生産科学技術でございます。生産科学技術というのは、多かれ少なかれつまみ食いしてしまつて、あとは捨ててしまつた。捨ててしまつたものに問題が出てくるわけでございます。したがつて捨て方をほんとうに考へる技術というものには実はまだなかつた。捨て方をほんとうに考へる技術というものがもし急激に育つていくならば、私の印象では、そんなに大きな投資をしないでも、実は公害の防止が相当できるのじゃないかと思ひます。

これは、もしできたら、たとえば多摩川の川を二つに分ける。水道水がとれる道とそれから下水の主として流れる道というふうに、二つに分けることが望ましいのではなからうかという提案もいたしたことがございまして。ところが、そういう提案をいたしますと、非常にがっかりした水路をつくつてしまふという可能性が出てくるわけでございます。現在の技術家の手にかかると、多摩川の河流を非常にがっかりした水路で分けてしまつて、こちらは下水、こちらは水道水というふうに分けてしまふ可能性が出てくるわけでございます。もし、そう分けてしまひますと、一方はほんとうに下水溜めになつてしまひます。下水溜めと同時に他方に影響してゐる。実は逆なんです。ですから、分けようと思ひますと、これは私はほんとうに安い、そして単純に分ける。それから大水のときには相当めちやめちやになつてしまふ。そして復元するのにもつてきて、できたあつちにはころがころがこつちがこつちが分割材料をまた元と並べるといふ程度の分け方を望むわけでございますけれども、そういう分け方というものは、日本の技術家というものはあまり興味を持ってくだらないのが実情でございます。

つまり日本の公害防止科学技術というものが、

午後零時四十六分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(阿部憲一君) 法務委員会を再開いたします。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。両案に対し質疑がある方は順次御発言をお願いいたします。――別に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。――別に御意見もなければ討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(阿部憲一君) 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○小林武君 法務大臣にお尋ねいたしますが、公害罪の問題について考える場合に、私が考えるのは、公害の現状というものが非常に憂慮すべき状態になっているというこの事実ですね。これはむしろ日本だけでなくこの事実として考えなければならぬようなものになっているということと、それから、その公害の発生について責任のある立場にある企業、その企業の経営者というようなものを考えますときに、それらの人たちは政治的にも、あるいは経済的にもいわゆる日本の支配的な立場を持った有力な人々である、有力な階級だと、こう見ますという、公害罪法を通して公害を除去するという立場に立った場合に、考慮しなければならぬところについて法務大臣としては、かなりの覚悟を持ってこの法案を提案なさったと思うわけでありすけれども、その点について最初大臣の抱負といいますか、決意といえますか、そういうものをお聞きしたいわけですね。

○国務大臣(小林武治君) これは一番の問題は、公害を罰するということは、従来は単に行政の取り締りに違反したものを処罰する、こういうふうないわゆる行政罰といえますか法定罰と申しますか、そういうふうなものにとどまっておったものを、自然犯として、危険犯としてとらえるということ、これは、少し極端なことばでいえば、やはりこれは一種の破産罪にもあたる犯罪である。すなわち刑法上の犯罪ということによって、従来のよう

ないいわゆる公害が必要悪だとかいうふうな考え方を脱却して、それが一つの社会悪としてこれを弾劾する。こういうことによって関係者の意識をここで変革を求める。こういうふうなことにによって公害を起させないようにするという抑止的の申すか、予防的な効果を大きくねらったのであります。そのためには日本に必ずしも公害は大企業にとどまりません、中小企業にも非常に多いのであります。しかし大企業にその傾向が、ことに大きな被害を与える傾向がある。こういうこととでございますから、そういう意識の変革をひとつ求めたい。また世間から申せば、政府なりあるいは社会が公害というものが一つの刑事上の犯罪だ、こういうことの意識を定着させるということには被害者、加害者、両面にわたって私はいろいろな予防的な効果があると思うのであります。ただいろいろの機会に言われておるのであります。したがってこれを処罰するものが単なる行為者、あるいは、いわゆる会社の、工場の従業員にとどまるといふようなことがあれば弱い者いじめに終わってしまうんじゃないか、こういうふうな議論も出ておるのであります。ある程度まあやむを得ない点もあつたが、その出ている、公害を出しているということについての意識と申すか認識がどの程度まであるか、こういうことはやはり上の、上級の方の問題にも波及をしてくる。こういうふうな思ふのであります。そういうふうな犯罪の処罰の対象についてもいろいろの議論がありまして、これらの点もやはり法の運用上は注意をしなければならぬと思うのであります。

要は刑罰法規というものは、もう私が申すまでもなく、そんな刑罰法規の必要でないことが最後の理想である、こういう建前を取っておるのであります。こういう法律が適用されるということにはむしろ非常な不幸な事態であるといふふうに思っておりますので、さような意味におきまして、起こさない工夫が一番大きな大事なことじゃないか、かように考えておるのであります。

○小林武君 まあ、いまの大臣の御答弁を聞いて

おつて、ちよつと不安に感ずることは、とにかく公害というものはいまの工業社会において、また工業国としての日本の現状を考へて将来の発展ということを思ひますに、その公害源ともいふべきものが飛躍的に増加しているという問題は明らかですわね。だからいままで以上に問題がとにかく多く発する、多発するということを考えなきゃならないのでありますから、これは一片の法律をつくつたというだけではおさまるものではないと思う。少なくともこの法律を守つて、いま大臣がおつちやつたように、公害罪というものの輕視することのできないということ、積極的なこれに対する協力体制を企業といへども行なわなければならぬし、国民全体がこれに対してとにかく目を向けなければならぬということなんでありまうけれども、先ほども言ったように、この公害をつくり出すところの企業、あるいは財界の人たちが政治的、経済的優位に立っていないが非常にな大きな協力体制をしくかといつたら必ずしもそうではないと思うんですよ。だからそういう点について大臣はよほどの決意をなさらないと私はだめだと思ふんですが、そういう点については、これは自信をお持ちでございますか。

○國務大臣(小林武治君) これはいろいろの機会に、法律が万端ではないということとはなにもおつちやることでありまして、法律も一つの手段にすぎない。要は一番大事なこととは、企業者にして、あるいは政府にしても、心がまえの問題で、これを忠実に実行する、公害の防止についての実行をするということではないかと思ふのであります。そして、そういうふうにいわれておるのであります。そのとおりでありまして、法規制も一つの手段にすぎない。要は、やはりその関係者が、これを起させないというふうな気概、またその努力と、こういうものがなければならぬのであります。私どももこの法の運用については、いまお話しするように重大なひとつの決意を持ってこれに対処するということでございます。

○小林武君 午前中のこの法務委員会における参

考人の戒能参考人、庭山参考人のお二人の話を聞いたわけですが、その際における二人の参考人の一致した見方は、公害罪に対して、これはかかしと言いたいけれども、かかしまでいかぬという法律だということを言われた。そのことはいま内容を言おうというわけでありませんけれども、そういう法律でさえ——財界の四団体といへば、まあこれは同じような人たちがつづけている団体ですけれども、この四団体が企業活動に支障があるから公害罪に反対して審議終了をねらつて運動を起すこと、こういうことになつたら、さうでなくとも、国民の立場に立つて日本の公害という問題をどうするかという立場から考えれば、さう法だといわれるような法律でさえも存在を許さない、この通過をとにかく許さないという動きが出てくるということの中で、私は、ほんとうに、一体政府は、自信を持ってやれるのかどうかということを中心配しているわけなんです。

この点で一つお尋ねしたいのは、この四団体というのは、政府並びに自民党にそれぞれ働きかけをしたと、こう言っている。政党的幹事長に会つたとか、あるいはそれぞれの方面に手を伸ばして運動をやっているというのを聞いていたのだけれども、どういう一体あれを政府に要求したのか、これをちよつと説明していただきたいと思ふ。

○國務大臣(小林武治君) 私は率直に言つて、私も政府に対してはもう何の申し出も事実ありません。これは私、自分が立案の衝に当たつての責任者でありますから、一言も私に対してはさうなお話もありませんし、また実は、政府内部といへば、われわれの関係者は官房長官か、総理でありますから、そこからも立案についての何の介入もないということであつたのでございまして、新聞等で何かおやりになつておるということを私は知つておりますが、私のところへ何にも、書面も出たこともありませんし、電話一つかかつてきたこともないわけでありまして、これはわれわれの考えどおりに進めてきておるのでございます。ま

た実は、いろいろありまして、私に対して——私がこれは閣議に出るまでは全責任をしょつておることは御承知のとおりであります。何も圧力を私は感じたこともないし、その向きの衝動もなかった、これは私が正直にひとつ申し上げておきます。

それから、何か途中で、私がしまいにこれを少し手直しすることについて政党的幹部、ことに総理から何かお話をあつたようなことも言われておりますが、これは連合審査の場合に私が申しましたように、こんな刑法上の条文の問題などを総理に相談するなんというものはあり得ないことであつて、あの際も、私は正直に、総理は法律家じゃありませんよ、こんなものを相談しても何も役に立たないと申します。私はナンセンスだと思つて、そういうことで、これは閣議に出すまで私の責任においてやつたのでありまして、どこにも相談しておらぬ。それから、よくいろいろ言われまうが、財界などというものの一番関係のな

○小林武君 法務省の内部の事務局段階の原案といふのはあつたわけですね。その多少の手直しといふのはあつたわけですか。その手直しした点はどういう点であるか。またどういう理由によつてそのことが手直しされたのかということをお尋ねしたい。

○國務大臣(小林武治君) これはもう新聞で毎日書かれたから、だれでも御存じのように、「おそれ」といふことを削つたということが唯一の手

直しの点であつたのであります。で、この点は実は私はほかの機会にも申し上げたのであります。が、一体これを立案するときは、とにかく大きく取り締まるというふうなつもりでその当時も言いました。が、実は、その「おそれのある」というようなことは、いままでの取り締まりにおいては、行政法規にはあるが、刑罰法規にはなかつたので

す。ところが、立案者がやっぱりある程度純粹刑法といふふうなことでなくて、多少取り締まりというふうな行政取り締まり的な考え方がある程度頭にあつて、そして行政法規に出ていた「おそれのある」といふことを削つた、こういうふうでありまして、多少これが、この法案が立案ができたときには、純粹刑法といふことでなくて、ある程度行政的なものが入つてしまつたと言へば語弊があるかしらぬが、入つてしまつておつた。

それをいろいろの機会において、その後、「おそれのある」といふことはいままで行政法規にあるが刑事法規にはないんだということを方々で私も指摘をされて、それはまあさういふことだが、多少でもこれが予防的といふか抑止的の効果をねらつて法規定するならば、まあさういふふうな要素が多少入つてもいいんじゃないかと

いふことであるのであります。——その後、実は、これを多少でも広く取り締まりを強くするためにこんなことばが入つたが、この試案ができてから、水質汚濁防止法なり、大気汚染防止法なり、一定の基準をこえて排出をする、もうすぐそれを強く処罰する規定がその後でできたのであります。それから、かような刑法的でないまいなことばを入れておかなければ、行政法規でもって強く取り締まりができる、すなわち直罰規定が入つたといふことが、私がさういふふうなこのことばをひとつ削除しようといふふうな大きな動機になつておつたのであります。行政法規が、基準をこえさせればもうすぐ処罰すること、さういふいわゆる直罰規定が入つたといふことは、私どもこの案をつくつてから以後にきまつて

しまった。

それで法制審議会にわれわれ諮問する当時もそういう問題はなかった。だから、多少私が、率直にいえば少し欲ばってそういうふうにし広めておいた、ばく然と広めておいたんだと。ところが、いまのような行政法規で直罰規定ができれば、われわれの法律の担当する範囲はそこまでいかなくてもいいじゃないか。そして行政的なにおいのある「おそれ」なんというこゝとばを取ったほうがいいのじゃないかと、こういうふうな純粹な法律の考へ方からしてこれを除いておる。これがほんとうのところの私の私どものそういう結論が出た経過であるというふうに申し上げておきたいのであります。

○小林武君 この「おそれ」のところだけでしたかな、手直しのあったというの。

○國務大臣(小林武治君) 直したのは、まだほかにもいろいろ意見がございました。たとえ、他の法規の定めた基準をこえてというところを入れると、こういうふうな強い御意見がありました。これがまた、入れると非常に行政的になる、純刑法的でないといったようなことで、私もこれは入れることができなかったということでありまして、実質的にまあ多少の影響のある修正は「おそれ」ということばであります。

なお、施行期日の問題は、初め四月一日になつておつたのを七月一日、これは他の法規が七月一日でなければ間に合わぬという、水質汚濁防止法でありますか、何かほかの行政法規の關係で直したということで、実質的な意味はございませう。

○小林武君 まあいまの御答弁ですと、純刑法的でないということでは一つ直した。そうしますというのと、先ほど私も冒頭に申し上げましたように、いまのような、まあ公害というようなものが、もう人間の生命そのものに影響する。もっとこれがひどくなれば、人間の存在をも否定されるようなもの、これにまで進展する。こういう状況の中で、純刑法的立場というようにものに重点を置くのか、そ

れとも、この法律によって抑止し、公害を除去することによって、産業的、工業的發展というよう

なものを求めていくかという、二つの立場の選択だと思ふですね。人間の生命というようなもの、を大事にしながら工業の発展というようなものができるかどうかということを目標にしたこの二つの選択の中において、どうも私は純刑法的という、ようなことに選択——目を注いだということとは、若干、どうも何というか事実即さない、問題の、具体的などころをとらえない。しかも国民が要望している点でもないし、さらには、もっと深刻なもの、は、われわれはそういう公害を受けて、まず見るに忍びない、正視するに忍びないというよう、な状況を写真でも見たりしますという、と、何か法務省のものの考え方の中に私はズレがあると、思う。現実との間にズレがあるように思うのですが、この点は議論にならなかつたんでしょ

○國務大臣(小林武治君) 私はこの公害というものが純刑法的犯罪だと、こういう宣言をすることゝが非常に大きな抑止力というか、これはもう企業者の反省なり自粛を求める非常に大きな要素になつてゐると思うのでありまして、いままでは、これはもうやつてもとにかく世間でよく言つた必要悪、これはまあ単なる行政罰。これが自然犯になつた。こういうことが公害に対する意識の非常に大きな変革だと。すなわち、これをやることは、もういままでは、取り締まりに反しましたと、こういうことを言つておつたが、今度は取り締まりじゃないんです。そのこと自体が刑法の処罰対象になる。これが非常に大きな眼目じゃないか、私はこういうふう思うのですね。行政罰じゃないんだと、これはもうそのこと自体が。普通はたとえばこういうことをやつちやいけませんと言つた。いまは行政罰、こういう規則を守れというのが行政罰でございませう。今度はそうじゃない。これはもう結果が出ればもうそれはすぐに処罰対象になる。こういう意識の革命と申しましょうか、そういうところに私は非常に大きな飛躍と申すか、効果が出

ているのじゃないかと、こういうふうにお  
るのです。

○小林武君 大臣のおっしゃることがそのとおりであれば、われわれもあまり異議はないですが、ね。しかし参考人から聞いたからというわけでもありませんけれども、このあれはあまり実効があらぬというのを私自身もこの法律案について多少調べて見てそう思う。先ほど来の参考人のいう話だというと、まず起訴できるものは皆無だとこのことをの断定は、私はちょっと下すほどのあれが、ありませんけれども、あり得るなということ——あとで事例を述べますから、ひとつ聞いていただきたい。これは参考人から聞いた事例じゃないんです。新聞を見て感じたことですが、それはまああとにするといいたしまして……。大臣の言うように、純粹刑法というようなものをここに取り上げたからこそ、その抑止、予防というようなことの可能性が行政罰とは違った意味において強められたというようなこと——これは議論のしどころです。ひとつ次のほうのときに、ひとつまた別なところで議論することにいたします。

もう一つ、財界がこれに反対してるんですよね。この財界の反対はどういう点に反対しているか、その反対のしかたいかんによつては、全然、実効をあげることができないわけですから。それからさらに、この財界の反対の姿勢を見れば、これは実際に公害企業の動きというようなものの中からは、もうざる法がますますざる法になるようになつて出てくるだろうし、もう一つは、財界四団体といつたらこれはもうまさに日本の政治そのものを動かしていると、こういつて私はよろしいと思う。まあ法務大臣は財界などとは縁のない人だといふけれども、口の悪い財界人が本気で言つたかどうか知らぬけれども、こんな保守党の政治家をつくるつもりでなかつたとかないとかということを平気で放言するようなえらい人がいるという話じゃありませんか。そういう財界の人たちの持つている反対論というのは、これは非常に

大きな問題だと思ふ。この点については一体どうですか。どんな一体、法案の内容的には反対し、その反対が結果的には政治的に動いてくるとか、あるいは行政的に動いてくるというようなことがあり得ないかどうか。これは法務省の場面だけじゃないですよ。一つの犯罪——刑法を適用するとしたところで、刑事罰を適用するとしたところと、それぞれのセクションがあるわけでしょう。そういう面で何の不安もないかどうか、それをお伺いしたい。

○國務大臣(小林武治君) 私はどういうことで反對しているか、何も聞いたことはありませんからよく知りませんが、これは要するに、言っていることは、大きく申してこれはまあ時期尚早というか、まだ科学的の根拠がはっきりせぬうちにこういうことをやることは少し早いんじゃないか、そういうことじゃないかと思っておりますが、これは御承知のように、この法律はど妙な法律はないということは、一方からざる法だから役に立たない、一方からこれは困ると、珍しく両極端から非難を受けている法律であります。法律というものは、これはできればそのまま一人で歩くのですね。このことは法律に共通な、できたら一人で歩く、それを運用する、こういうことになりますから、私はこの法律がそうざる法だとは思わない。まだやってみないうちにいろいろなことをおっしゃるが、きょうの参考人は、これは起訴するものはないだろうと言っていたが、それぞれかつてな見方でありまして、われわれはそういうふう

に思わない。これはいま申すように、およそ法律でこんなに両方から全然役に立たぬ、いやこれは絶対困る、こういうふうなものはあるまいと思いますが、私はやっぱりこれはこの法律なりの一つの効果があるというふうに思っておりますのでございます。

それからまあ私が冒頭申すように、一体この法律というものは、できるなら理想からいえば、法律の適用にならぬような事態が最も望ましい事態であるということとはどなたも御承知のとおりであ

りまして、とにかくこれがいやだということ、は、一般的に申して行政罰が刑事罰になる、これは非常なやっばり大きなポイントであると思うのでありまして、そのことについては相当な反発というか抵抗感というものがそれぞれにありになるというふうには私は思います。

○小林武君 まあ理由を述べないで、理由が明らかにならないままそう信じているというふうなことはなかなかあれですけれども、事務当局にお尋ねいたしますが、刑事局長にお尋ねいたしますが、公害の施策に対して、公害罪その他の問題について政府並びに自民党に対して意見書といひますかを出している。そういう意見書というのを出しているというんですが、それは全然局長としては見たことないというふうなことになるんですか。そうだとすれば、私はふんふんしきなものだと思ふんです。われわれ新聞だとか何とかいろいろのものを見ながら、相手方のものの見方、国民の考え方、被害者の訴える訴え、そういうものをまず見ますわね。それから経団連だとか日経連からわれわれのほうに言ってきたというのは、われわれと言つても私には言ってくることはないが、そういうものは見ます。われわれはそれも新聞とかを通して見ているのです。あなたが実際上このことについて起案をなさつたとすれば、そういうものを全然頭の中にも目の前にも置かないでこうやられたわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 私どもは、いま御指摘のような文書を見たことはございません。私どもに参つておりません。

○小林武君 もしこないとすれば、政府といつても、政府のどこにいったかわかりませんが、少なくともわれわれ考えればこれだけの重大な国民的な問題であり、企業の側からいへば、企業にとつても重要な問題だと思ふ。そういうものが一つの日本の政治そのものを動かすような大きな一つの力を持ったところから政府に出した文書をあなた方が一つも見ないというのは、ふしぎですけれども、それでは一体そういう声はどうなんですか。

どういう点で、どの方面からは反対があり賛成がある、どういう希望を持っているというところは全然ないわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 私どもは法務大臣の命によりましてこの法案の立案の事務にあたつたわけでございますが、その閣議決定、国会提出までの段階におきまして、私どものほうでは法制審議会という手続がございます。そういう関係で一応の要綱案というものが世上に公表されたわけでございますが、それを前提にしていろいろ新聞その他において批判があつたわけでございますが、そういう一般的な批判というものは十分私どもまた事務当局の立場において拝見し、考え方に資したわけでございます。

○小林武君 一般というのは何ですか。一般というのはどういうことを一般というのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 私、いまの御質問の財界方面からの要望書であるとか、意見書であるとか、そういうものは私ども事務当局は全然受け取っておりません。私が申し上げるのは、新聞の批評であるとか、そういうものを読者の立場においてよく見ておつたと、こういうことでござい

○小林武君 あまり警戒しなくてもいいですよ。あまり警戒する必要はないですよ。私は政府当局としては、やっばり企業というものを無視して法律をつくるということはないと思ふのです。企業がどんな腹で、くるかということを読まないで、法律をつくつたつて、それは激突するから、それとも相手を守らずに激突するか、それから実行不可能のようなことを押しつけることになるかも知れない。彼らだつて犯罪を犯すための犯罪をやっているわけじゃない。犯罪を犯すための存在じゃない。企業として社会的な役割りはあるわけですから、だからそれらの人たちの意向といふものを無視するといふわけにはいかないでしょう。それからまた被害を受けた者といふものは、これは人命その他肉体的苦痛というふうなものと考えますときに、これもまた無視できない。

い。さらには将来のことを考えたならば、いまはそれに直接影響はなくても、将来非常に不安であるとかいふようなことを考えますと、私はそういうふうな一般とかなんとかいふようなばく然としたものの考え方ではなくて、本来的に皆さんがやろうといふのは、そういう各方面の代表的な意見とかなんとかを聞き取られるということが私は最も適切な法律案をつくるということになるんだと思ふんですけれども、何かあなたそういうことをあつちのほうとツーとツというふうなことを思つての御答弁では審議にならぬと思ふんです、どうですか。

○国務大臣(小林武治君) これは正直に刑法的な性質のものではありません。だからして、これは私どもあなたに何も隠しているわけじゃない。われわれは何もそういう意見書も受け取つておらん、これはありのままあなたに申し上げておらん、その点は私はいらん考え、そういうものもあるかもしれないが、私のほうはない。こういうことははっきり申し上げておきます。私も書類など何も受け取つておりません。また政府が受けたかどうか知りませんが、受けたら私のほうに回つてくると思ひますが、それも回つてきておりません。この点はほんとうにそのとおりには申し上げておるのであります。

○小林武君 あなたたち二人とも警戒心が強過ぎるんですよ。ばくは何もあなたたちこつそり見て適当にやつたらうなんといふことを言つてゐるんじゃないんです。いままでの議論のしかたは、そうじゃないんです。たとえば、あなたたちのところになくてもいいんです、文書が。こないのはふしぎだとは思ひたいけれども、こないという事実だつてあるでしょう。党にきたからといって必ずしも、政府と党一体の原則かなんかしらぬけれども、それでも通じないこともあるでしょう。これに法務省といふのは役所の性格から言へば、そういうことはやっばりほかの役所と違つたまた性格のものもあるでしょう。いろんなことをわれわ

れだつてある程度考えている。しかしながら、あなたたちがそのことに全然目にも触れておらぬし、声としても聞いておらぬといふことになる、これは一体公害罪のこの法案というものは、最もいまの日本の現実に即した問題解決の一つの手だてとしての法律の効果といふのは出てこないと思ふんです。だから、それがどうも納得いかぬのです。あなたたちが法務省の中において一切の雑音、外界から隔絶した中で、純粹刑法とかなんとかいふことを言つたつて、これは私は社会的なあるいは国家的な、国民的な一つのものはないと思ふんですが、そういうことを言つてんですよ、私は。だから、あなたのほうで知らな

○国務大臣(小林武治君) 私は実にすなおに気楽に答弁しておるんであります。隠すことがあんなら気楽な答弁できません。気楽に答弁しております。

○小林武君 当該の局長、あなた全然知らぬとなつたら起案者としてばくはふしぎだと思ひますよ。

○政府委員(辻辰三郎君) 私どもは、ただいま大臣が申されたとおりでございます。私ども事務当局としてこの法案の立案に際しましては、私どもは全国の検察庁を管理する立場にあるわけでございます。この公害関係にある事犯、全国で発生してある事犯、こういうものは逐一検察庁を通じて一つの知識を持つておるわけでございます。それからまた一般の新聞、テレビ、ラジオ、そういうものによる実情というものも存じておるわけでございます。

それからこの公害罪の立案に際しましては、刑法の全面改正を検討いたしております法制審議会

の刑事法特別部会におきましても、昭和四十四年には公害関係の何らかの規定を設ける必要があるんじゃないかという議論もなされておったわけでございます。

それから外国の同種の立法例というようなものも丹念に調べ上げたわけでございまして、法務省の事務当局の立場におきましては、できる限りのこの知識を求めまして、この立案にあたったわけでございます。

○小林武君　まあ私はさっきも言ったように、この法案を出すに当たって、法務省として考えるべきことは、公書を出すところの例がどんな考え方を持っているか。これに迎合するということがないですよ。そのことにひとつやっぱり目を向けなければならぬと思う。もう一つは、国民全体、特に被害者を中心にしたその立場を考えながら、どうやってこれをよくしていくかということだと思ふのですね、言ってみれば。そういう効果を高めるために刑事罰ということ考えたということになるでしょう。そうなれば、どうもあなたたちのおっしゃることで納得いかないのは、財界がどういう点でこの反対の姿勢を示していたか、しかもこの財界というのは非常に強力な社会的な存在だということを考慮に入れないでいるとしたら、これは私はもうできる当初からざる法的な性格を帯びるようになってきていると判断せざるを得ないのです。純粋純粋といって、あなたたちは法務省というワタの中だけでお考えになったとすればおかしい。

もう一つ新聞の記事ですけれども、公害捜査に専従班を置くというのが法務省計画としてあつて、十四地検にこれが置かれるような記事もある。實際捜査専従班というものができるといふようなことを一応考えたのなら——これは新聞記事だから必ずしもそれはどの程度のあるかがわからぬけれども、少なくとも考えられることですね。そういうものを考えたら、具体的な問題にこれはぶつかるわけですから、一体企業の側でどういふことをやっているかといふことをわから

んでやっているとしたらおかしいですよ。それはどうですか、局長さん起案者だから。

○国務大臣（小林武治君） 私はどうも小林委員の考え方がわからない。刑法犯をつくるのに、その対象になる人と相談するとか何とか……。

○小林武君 相談じゃないんだよ。

○國務大臣（小林武治君） 意見を聞くとか……。

これを処罰すべきだということは一つの世論じゃないですか。私どもはその世論をくんで、前の通常国会でも衆議院その他で相当に強く公害は犯罪として処罰すべきじゃないかという御意見が出ました。これらの御意見はある程度やっぱり私は世論を代表していると思う、世論がそういうところまでできているのですから。それを立法化するという、こういうことでありまして、法務省がこれはかつてにやったわけはありません。一つのやっぱり世論がここにきていたということでありまして、刑事罰をつくるのに、もうあれが行政罰じゃだめだと、こういうところからきているのでありますから、私は何もその一人よがりですつたものではありません。国会にも相当強い議論が出て、私どもも世間から見てもなるほどもっともなことだと、もうこれはやっぱり刑事犯とすべきときになっている。こういう判断からしたのでありまして、どうもあなたのおっしゃることはよく私にはわからない点がございしますから、その点はいかたがございせん。

○小林武君　ちょっとあなた誤解されているようだが、ぼくは相談ということばは使っていないのです。相談してくれななというのをあなたに言っていないよ。速記録あとでひとつ見てください。私が言うのは、これは政治的、社会的、経済的に非常に大きな力を持っている、いわば日本を動かしておりますよ、率直にわれわれに言わしめれば、日本の政治というものはそこで動かしていると言ってもいいくらいだ、ある見方をすれば、そういうものが非常に大きな反対をしているということに対して——それはなぜかというのと、私の言うのはそういう大きな反対があれば、国民

の世論で押さなければいかん、押し返さなければいかん、そういう筋のものなんだ。それを全然頭のの中に置いておりませんなんて言つて、どういう反対のしかたをしているのかということ、これはあなたに置かないでいるなんていうことは、これはあなたの気持ちがおかしくない。これはいろいろ言うけれども、私は、事実およそかけ離れた何か議論けれども、大臣はまあ検事でもなければ何でもないのですから、いわば政治家なんです、しかも政党人なんです、その方からそのような話を聞いたつてわれわれはなるほどというような気持ちは起こしません、正直に言つて。逆にあなたから逆襲されて、あなたの言うことはわからない。何で相談しないなんて、そのような言いもしないことを言われることも心外だけれども、事務当局がそういう点で全然見ていないということで、これは何は議論をしてもしょうがありませんわ、あなたそれについて答えないのだから。

ただ私は言っておきますけれども、一体反対論があり、国民の世論の声がありというような、そういう中で、先ほど言っているとおり、現状は、公害というのはどういう状況まで進行しているか、しかも、工業生産量というものは飛躍的にのぼっている。鉄の産額を見ても、昭和五十年までにはもう驚くべき量の鉄がつくられる。そのことが一体どんな公害現象を今後生んでいくのかということを考えたら、これはこの一つのことを見ても想像でできるわけなんですから、それらのことに目を注がない、それらのことをひとつ見渡して法というものはこうでなければ実効があらがない、ということをお考えにならないような法であれば、これはなるほどできたときに、いろいろな批評が出てくるだろう。ざるる法とさっきから聞いたが、ざるにもならぬ何とかという議論もありましたが、そう言われてもしかたがないのじゃないかということを考えます。財界の反対があれば世の中にあっても、法務省としては何を反対なのかさっぱりわからぬということですからこれはしかたがありません。それでよろしいんです

か。何をどう反対しているか何も御存じない、  
こういうことですね。よろしいですか、局長さ  
ん。

○政府委員（辻辰三郎君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○小林武君　先ほど申し上げたのをもう一べん、  
 どういうことだったかな、知らないということでは  
 ずか。知らないなら知らない、ほんとうに知りま  
 せんでしたと、こう言つてくださればいいわけで  
 す。

○政府委員（辻辰三郎君） 財界からどういう抵抗、反対をなさったか私どもは存じません。

○小林武君　その内容もわからない、全然わからない。——じゃわかりました。

大臣にお尋ねいたしますが、なかなかこれは容易じゃないということ、きょうの新聞を見て考えたのです。刑事罰をもつても企業もなかなか容易にこれはやはりきかないのじゃないかと思う。それは何かというと、除草剤ね、フェノキシ系何とか除草剤というのがある。これは南ベトナムで使った悪名高い除草剤ですが、これが日本の役所で使われておる。催奇性——人間でも、その他鶏であらうと奇形のものが生まれるという催奇性という一つの性質を持った薬品、除草剤を日本の農林省が使つておる。その中の林野庁でしようね。これについては林野庁の中の労働者、それを散布する労働者の間、さらには労働組合全体からぜひやめてもらいたいということに対して、政府はこれを強行している。こういう事実があるわけです。これは新聞見ない前から私も関係の組合から聞いてゐる。反対運動をやっている。猛烈な毒性があつて、アメリカのカールソンという研究者の試験によると、鶏の場合ならば五〇%の奇形がその薬剤によつて生まれる。ベトナムにおいては——これはけさニュースが新聞で見たんだが、何というかものすごい奇形の子供が生まれる。

こういうものを政府自体でもやっておるといふこと、幾らこれに現場の者たちから反対をしてい

る法律案でございますが、この法律案の定めてお

ら「人の健康を害する物質」という要件がござい  
ます。それから「排出」という要件がござい  
ます。そしてさらに、「公衆の生命又は身体に危

の及ばないところに出すというのが排出という観念でございます。そういう点にただいまお述べの事案が当たるかどうかということも問題でございます。

で言おうとしたのは、そういうことを根掘り葉掘り聞くとということではなくて、政府でさえ、とめてもやるというようなあれがあるでしょう。結局

企業であれば、利潤との関係でなかなかこれはむずかしい問題だということを話している。

それをもう一つは、ここで現在のあれに触れたのですけれども、いわゆる何というんですか、二条、三条ですか、これはいまの場合ならば散布した者、これは本人たちは反対して、絶対お断りしたい、やめるべきだということで反対している。しかし、やらなけりや業務命令を出されたり、あるいはことによっては首が飛んでしまうということになる。その場合に、やっぱり処罰されると思ふまいた者、散布した者がされるのでしようね。

それからこの法の中でどうなんでしょうか、排出その他についての責任者というのは、労働者自身がこの問題になるわけですか、この場合、企業の場合は企業の最高責任者には及ばないわけですか、これはどういうことになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) まずこの法案における排出した者というものがどういう人にあたるのかという点から申し上げます、これまた具体的な事実関係いかによってそれぞれ異なつてまいりますけれども、この法律の解釈といたしましては、工場または事業場における事業活動に伴つて有害物質を排出したということでございますから、やはりこの事業活動、特に排出という行為について事業としての責任の立場にある人というのが、この排出したという行為者に該当するといふふうに考えるわけでございます。その場合に、かりに末端の従業者で単に上司の命令によってこれを排出したというような事実関係でございますならば、その末端の方は一つの上司の命令として道具のように、上司の道具というように単に排出という行為をしたにすぎないという意味におきまして、当たらないということに相なるかと思ふのでございます。

それから第二点の先ほどの事例について、除草剤をまかしたか、まいたかという問題でございますが、これまた事実関係いかによりますけれども、まいた者とまかした者との間が刑法にいう共

犯関係であれば、まいた者もまかした者も処罰の対象になるかと思ふわけでございますが、これがこの法案の処罰の対象になるものかどうかは、これもまた事実関係いかによつてわかりませんけれども、ただいまのまいた、まかしたということだけが何らかの法律に抵触するという場合のことを申し上げておるわけでございます。これはまあ共犯関係が成立するかどうかというような問題に帰着するのではないかと考えるわけでございます。

○小林武君 機械みたいなものというのか、何というのか、言いなりになるというような——近代的の工場ですね、そういうところで、一体上司の言いなりにするというような、そういう労働者というのがあります。たとえば近代的な、いま非常な公害の源になるような工場をのぞいて見てね、どこのか一つ……機械みたいな上司の命令だけで——まあ機械だけが動いてそこに立っているだけだから、結局機械の奴隷だと見る人もないわけじゃないけれども、ちょっと、それどういふことになりませうかね、あなたたちのような専門家のあれだ。

○政府委員(辻辰三郎君) 私がこの法律の解釈として申し上げましたのは、要するに、この法律案の二条、三条にございます排出の行為というものは、事業活動としての排出であるということでございますから、事業活動として排出しておるんだ、特に排出についての——事業としての責任者というものがこの排出に一般的には当たるんだということを申し上げておるわけでございます。そこで、末端の従業者というこの場合に、これは事実関係いかによりますけれども、これを上級者の指示に従つて行つたという場合には、刑法的な評価としては一つの道具のように評価するのだといふふうに申し上げたわけでございます。その従業者をどうというふうに言つたわけではありませう。刑法上の評価としては、そういうふうに見られるならば、この排出者というものは該当しないといふことを申し上げておるわけでございます。

○小林武君 法律というものは結局どんな人間でもわからなきやいぬのですね。たいへんむずかしくて、法律を見ても何も理解もできないといふやうなことはどうにもならぬので、できるだけやさしいほうがいいと思ふのです。そうしたら第三條の事業者というのは、一体一つの工場の中でどういふ者を指すのかね。工場長あり、工場長の中にも、大きい工場なら重役の肩書きを持つておる者もあり、それから課長とか何とかいろいろある。零細企業なんかだとすると、その点が明らかでない点がありましかつても、事業者といふ場合には、これはどこまでを包括しているものなのか。

○政府委員(辻辰三郎君) いまの御指摘の事業者ということははないのでございますが、この二条、三条におきまして有害物質を排出した者という意味での御質問であると思ふので、そういう意味でお答え申し上げたいと思ふのでございませうが、それは先ほど来申し上げておりますように、事業活動に伴つての排出である。この排出ということについて、この事業としての責任を有しておる者というのが一般的に解釈でございます。これが具体的な各工場、事業場においてどういふ人が当たるかというところは事実関係いかによつて異なつてくるということになるかと思ふのでございませう。

○小林武君 それでは、これはあれですか、はっきりしないわけですか。ここでは、あなたたちのほうで大体具体的にはどうだということはおわかりぬわけですか。「業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。」この場合はだれでもいいわけですか。その「注意を怠り」といふ場合には、どういふ具体的な内容があるのですか、これは。

○政府委員(辻辰三郎君) これは先ほど来御説明申し上げておるとおりでございますが、この「工場又は事業場における事業活動に伴つての人の健康を害する物質を排出」する者がその排出者として当然業務上必要な注意を怠つて、その結果として有害な物質を排出して、「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」とときに、こういう処罰の対象となると、こういう意味でございませう。

○小林武君 そうすると、一つの工場の中で具体的に働いている人のうちで、その工場において排出した者がこの第三條の中の、生命、身体に危険を感じさせるようなことをした場合には、工場の従業員である以上、全体があれですか、労働者は責任を感じなきやならぬということになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) この二条、三条におきまして、人の健康を害する物質を排出したという者が処罰されるわけでございます。だからこの排出した者に当たるかということについては、先ほど来説明申し上げておりますように、その当該工場または事業場において事業活動に伴つて物質を排出したと見られる者と評価できるものでございまして、これは少なくとも事業活動として、かつ特に排出の行為について相当の責任のある地位にある方、自分の責任で事業活動としてこれを排出するといふ方が、この二条、三条にいう排出した者に該当するということでございます。これは具体的なそれはそれぞれの場合によつてだれが当たるかは違つてくるかと思ふのでございませうが、法律の解釈としては、先ほど来申し上げておるそういう解釈になるわけでございます。

○小林武君 これはどういふことになりますか。かなりの近代的な一つの工場の中でいいますと、通常は工場長といわれる人くらいにとどまるということですか、どうですかね。

○政府委員(辻辰三郎君) あくまでも具体的な事実によつて変わつてまいりますけれども、一般論として申し上げておるのは、先ほど述べたとおりでございますが、工場長やそれに準ずる地位にある人、こういう方が一般論としては当たる場合が多かるかと思ひます。

○小林武君 たとえば、現場の係長とか実際に置いてそれをやっている者、排出の一つの設備がございませぬ、その設備をつかさどっている係長なら係長が現場の長とすると、係長というのかどうか知りませぬけれども、その者は故意または過失といわれた場合に、工場の一つのいままで従来やっていた方法であれば、故意過失にならないわけで、これは特に本人があやまってやった場合ということになる、それは本人の特定のあやまちの場合だけやるわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほど来申し上げておりますように、事業活動として排出した者なんでしょう。したがって、排出について相当の事業場の責任の立場にある者というのが一般に当たるのでございませぬ、あくまでも具体的事案によつては異なるわけにございませぬ。かりに末端の——末端ということばがいかにどうかかわりませんが、末端の従業員がたまたまその人の不注意で、かりにバルブを締め忘れたという場合に、そういう業務上必要な注意を怠つて、有害な物質を排出したというふうな、かりに事案があれば、それはそういう事案として末端の従業員がこの三条の過失犯に問われる場合もそれはあり得ると思うのでございませぬ。あくまでもこれは具体的事案によつて違ふわけにございませぬ、一般論としては先ほど来申し上げておりますように、事業活動として排出したという意味でございませぬから、排出について事業場の責任のある者が当たるといふのが通例である、かように申し上げておるのでございませぬ。

○小林武君 そうすると、もしその工場においていまのようなあやまちを犯したのではなくて、工場の設計その他機械のあり方が正常に運営されておつて、その中からもし人の生命あるいは健康を害するような事実が起こつた、あるいは死亡させたというふうなものを排出した場合においては、それは今度はそうすると企業の最高責任者までそれがいくわけですか。それは少なくともそう一つ一つの設備その他は企業の最高責任者が熟知

していることでありませぬから、それはどういふことになりませぬか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案の対象になりますものは、事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出して、公衆の生命、または身体に危険を生じさせたものでございませぬ。排出につきましても、先ほど申しましたように、工場または事業場の運営に伴つて不要物として自分の管理外へ出すという行為が排出でございませぬ。いま御指摘のような、かりに何か設備が故障して、故障の結果有害物質が出たという場合であるとか、あるいは設計上に欠陥があつたとか、そういうものはこの排出というものに当たらないことが一般であらうと思ひます。それは別にそういうことで何か事故が起れば、刑法上の業務上過失致死傷罪が成立するとか、また場合によつては違つた犯罪に触れることになるうと思ひるのでございませぬ。

○小林武君 それでは、いまの説明よくわからないうえに、たとえば例をとると水俣なら水俣の問題があるんですが、あそこでは自分たちはそれについて過失がないと思ひつてゐるんですが、それでいふと、水俣の工場自体はそれはもうきつめて正常にとかく排出をしておつた、こゝういふわけでしょう。何も故障が起きたのでも何でもない。その場合は一体だれが責任を負うかということになる、その場合は、そこは工場長どまりになるのか、あるいはそうではなくて、その企業全体の責任者まで及ぶといふことになるのか、これはどういふことになりませぬか。

○政府委員(辻辰三郎君) 具体的な水俣の案件は、これは刑事事件になっておりませぬし、かつ現在民事裁判が係属中でございませぬから、この具体的水俣といふことの案件は別にいたしまして、かりに同種のような事案であるといふことに考えました場合には、やはりこの第三条の排出者という者がだれに当たるかといふ問題であらうと思ひるのでございませぬ。

○瀬谷英行君 ちょっと関連して、いまちょっと水俣の問題で小林さんから質問が出て、おたくの

ほうの答弁は水俣の問題をちょっと避けて通つたような感じなんですけれども、現実の問題なんですから、あの水俣の問題は一体どういふことになつてゐるのか、これは実際に照らして見解を披瀝してもらいたいと思ひます。

○政府委員(辻辰三郎君) 水俣のケースにつきましては、現在民事裁判の係属中でございませぬ。現在民事裁判所において損害賠償責任があるかどうかといふことを審理中なのでございませぬが、そういう意味におきまして、現在私どもの立場では答弁をいたしかねる問題なのでございませぬ。

○瀬谷英行君 それじゃ、この法律がさかのぼつて実施されるということになれば、当然ひつかかるケースであるといふことは言えますか。

○政府委員(辻辰三郎君) もとよりこの法律が、かりに法律になりました場合も、過去の行為にはさかのぼつて適用されないうわけにございませぬから、仮定論として——これが法律になつて、しかもこれが十年前から十年前にすでに適用になつておつたといふ仮定論をいたします。そういういたしますと、私も水俣の具体的な案件のことは存じませぬけれども、水俣に似たような、やはり事業活動に伴つて一つの有害物質を出して、そして公衆の生命、または身体に危険を生ぜしめておるといふことになれば、故意か過失かは別といたしまして、この二条、三条いずれかに当たる場合が多かりうと思ひます。

○小林武君 どうもそのところがわからないので、ぼくの聞いているのは、そのときにはどこまで、その責任者といふのはどこへいくのかといふことです。刑事罰を問われるのがどこなのか。もしかりに故意、過失だといふことを問われるといふことになりました場合、それがどこでとまるかといふことはこれは重大なことなんです。そうでしょう。しかし工場そのものの設計その他からいって、これは最高首脳部がやることなんです、どういふ方法をとるかといふことは、それが少なくとも従業員の間違ひとか、あるいは何か故意に何かしたとかいふようなことではないなら

ば——正常にやられてゐる場合において、責任というものが工場、現場のただだれといふことになるという重大だ。むしろそのことは工場の規模、設計その他方式等の採用に当たつた者が責任があるのではないかとぼくはまあ考えるわけなんです。これは役所の中においても、責任の問題になりますとね、直接おれがやったんじゃないといふことはちよつと言ひきれないことだし、それはもう世間一般に通用する私はいふの考え方だと思ひけれども、この場合においてはどうかといふことなんです。

○政府委員(辻辰三郎君) これは何回も申し上げて恐縮なうございませぬが、排出した者がだれに当たるかといふことについては先ほど来申し上げておるとおりでございませぬ。で、これは具体的事案における認定の問題でございませぬ。だれがこれを排出したという者に当たるといふ具体的事案の認定の問題でございませぬ。で、その場合には事案に応じて、二条の故意犯の場合におきましては、共犯関係といふものが、一般刑法理論が加はつてまいりますから、必ず一人というわけには限らないわけにございませぬ。この排出といふものについて、そこに共謀関係といふものが、かりに具体的事案であれば、その共謀と認められる限り、その共謀者はやはりこの排出者に当たるわけにございませぬ。これは一般の刑法総則の共犯例によつてそういう結論になつてくるわけにございませぬ。これはあくまでも具体的事案の問題でございませぬ。そしてまず排出した行為者がこの二条、三条によつて処罰をされまして、そしてその結果、またさらに第四条によつて、事業主そのものが、責任を事業主として問われるという仕組みになつておりますのがこの法案でございませぬ。

○小林武君 そこのあたりよくわからぬのだ。これやっぱりよくわからぬといふことはみんなわからぬことにはならぬけれども、どうもぼくはこの点については一般の国民と同じ程度の考え方で言つてゐるんですけれども、さっきから言つてゐるのは、あなたがさっき言つたように、何か本人



というものは工場その他から出るということになる。そうすると、この出るところの十一・三万トンの窒素酸化物というものはどこから出るということはおかしくなっている。ただし、それが直ちに人体に及ぼしてくるというようなことになる、なかなかこれは問題があるけれども、かりにそのことが、このことの原因で——先ほど来言っているようにやれば、責任はおのずから首脳部にいくということは、これはもう確認していいですね。それでこのことがはっきりすればいいんです。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま申し上げましたように、排出の計画決定自体がもう問題といたしますが、原因になっているという場合であれば、その計画決定の最高責任者がこの排出行為者になるということになるかと思ひます。

○小林武君 その場合、今度は第四条でしょう。「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。」ものとすると、そうすると、二つ罪を、もし社長が責任あれば、社長はさらに罰金を納めるといふことになるわけですか。法人が納めればいいわけですね、そういうことですね。

○政府委員(辻辰三郎君) かりに社長が行為者として処罰されるという場合には、今度は、社長が行為者として処罰される。さらに会社がこの四条によつて処罰される、こういう意味でございませう。

○小林武君 それは、先ほど言ったようなことならば、これはもう間違いないということですね。それでわかりました、その点は。

そこで科学的因果関係がよくわからないのに、こういう刑事罰をとるのはどうかということとは、これは企業の側の非常な問題としていふところなんです。ただし、これは新聞に書かれた記事であります。いわゆる法律でいう因果関係というようなもの、公害罪というようなものの場合、これは

どうなんですか、その因果関係というものがさっぱり明確でないものですから。因果関係の究明というものが明らかでない今日において、こういうことはおかしいと、こう言うが……。

○政府委員(辻辰三郎君) この因果関係というものは、一般にそれは立証はもろろん可能なわけではございますが、この法案に定めますこの公害罪につきましては、やはり現在の通常の科学的知識をもつてしては因果関係がとことんまでわからないという場合もあり得るというふうなことを考へておるわけでございます。大体のところはわかるけれども、とことんまではわからないという意味において、ややむずかしい点があるんじゃないやなからうかと考へております。

○小林武君 この場合、刑法、民法でそれぞれ因果関係についてはやはり同一ではないでしようね。それで刑事罰のほうの場合のことを考へますと、一体いままでの判例とか、それから学説というようなものがあるれば、そういうものについて、今度のこの法律をつくるに当たっては、法務省の態度というのはいかなる態度ですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 私どもこの法案の立案に当たりましては、現在の刑法理論で一般に認められております因果関係理論、すなわち相当因果関係説というものを前提にして考へておるわけでございます。この法案の場合も同様でございます。

○小林武君 相当因果関係説というものをとるというわけですか。わが国の判例とかんとかはそれに沿つてやるわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ちょっと恐縮でございますが、御質問がこの二条、三条の問題なのか、五条の推定規定の問題なのか……。

○小林武君 いやいや問題をかえて……。

○政府委員(辻辰三郎君) ちょっと御趣旨が、私も五条の問題としての御質問か、二条、三条の問題としての御質問か、ちょっとわかりにくいのでございますが。

○小林武君 いや、それね、刑事罰だから二条、三条を考へますからね、それはもろろんそういう意味で言っているんです。ただ私がいま質問しているのは、経団連の公害施策に関する意見書というのがある。公害の科学的因果関係が不十分な現状で刑事罰を設けるということは、根本的に問題がある、こういうのが、それについて法務省側は一体科学的因果関係というものの究明ができないような状況にあるのかどうか。

○政府委員(辻辰三郎君) その点、御趣旨よくわかりました。ちょっとその点で先ほどの答弁を訂正いたしますが、私どもはこれはもろろん一般の刑事理論というもののものとおきます因果関係説を前提にして立案いたしております。この場合に、因果関係はいろいろ刑法上學説がございまして、その学説の有力な学説としてたゞいま申し上げました因果関係説がございまして、判例はもう少し広い条件説の立場をとつておるわけでございます。いずれにいたしましても、現在、刑法で行なわれております因果関係理論というものを前提にいたしておるわけでございます。その前提にいたしまして、科学的なこの因果関係が現在の科学ではわからないというような場合が、この公害犯罪の場合に出るといたしますならば、科学的には因果関係がわからなければ、これはやはり刑事責任の面においても因果関係がわからないという意味において処罰できないということに相なるかと思ひます。

○小林武君 その場合にどうなんですか。公害の科学的因果関係——普通に言う一般の因果関係という場合の法律的解釈ならあなたのほうでできるだらうけれども、公害の科学的因果関係というのはわからないというのには、皆さんいわけば検察陣の科学的知識という問題にもかかつてくるかと思ひますがね。一体そういうことを言えば、それは検察陣の方々は何も自然科学を勉強してきた方ではないわけですから、そういう点についての一体企業側が不安を感じているというか、企業側が公害の問題に一種の、私から言えばちゃちゃを入れているような、それに対処する手だてというのはい

どういうふうに講ずるわけですか。あなたたちは皆法律の専門家ばかりがなつてゐるのだと思ひますがね。これはどうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま申し上げましたように、この公害罪の場合も一般の刑事法理論における因果関係によつて、この原因結果が立証されなければならぬわけでございます。その場合に、この公害罪におきましては事柄の性質上、科学的な知識をもつてして因果関係というものが立証されなければならぬわけでございます。その場合には、あくまで科学的知識というものが前提になるわけでございますが、現在の検察でそれができるかという点になりますと、これは一つの鑑定の問題といたしまして、科学者に鑑定をしていただいて、このケースについてはこれとこれとの間に因果関係があるか、科学的な因果関係があるかというのをやはり鑑定をしていただいて、それを前提にして刑法上の因果関係の有無が認定される、かよふになつてくるものかと考へております。

○小林武君 実は途中なんですけれども、いま一点だけちつとあれしておいて、あとはばくばかりというわけにいきませんから、後日やらしてもらうことにして。ばくばくはひとつ鑑定のことについて——先ほどさんさん聞かされたから参考人に鑑定とおっしゃるけれども、鑑定というものが簡単にずばりと自然科学の中における化学、ケミストリーのほうで、そつちのほうで簡単に出てくるかということについては、たいへんなものだ。それからお医者さんのほうでもそんなに簡単に出るものじゃない。そういうことになりましたと、一体公害罪と言つたところで、結局いつになつたら一体どういふことになるのかという、そういう点についての検討はなさつたわけですか、どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案におきます人の健康を害する物質と公衆の生命、身体に危険を生じさせるというこの相互の因果関係の科学的な因果関係の問題でございます。この点につきまして

は、この人の健康を害する物質によつて——現在の科学的知識のもとにおいて、科学的な因果関係が立証できる物質も少なからずございます。ないものもございますが、現時点においては、科学的な因果関係の立証がつくものについてこの法案が適用をされてくるということでございます。また將來、科学的な知識が進歩してくればその範囲が広がつてくると、かように考えておるわけでございます。

○小林武君 学問上の鑑定というものはなかなかむずかしい。検察庁でいままでも取り扱ってきたような、殺しのあれの、いつ殺したとか何とかいう式の簡単に出てくるものではないということはある。これはしろうとのわれわれでもよくわかつてゐることなんです。そういうことになりますと、いまのような条文の中では早急な結論は出るものじゃないということになりますわね。そうすると、事實上、認定ができないで、結局、因果関係が明らかにされないから、因果関係が明らかにされないまま今度はどうなるかという、それは事實上これを起訴するとかというようなことになつても不可能になるだろうというのが、先ほど來の二人の参考人がるる述べたところです。

これは公害の研究所の所長のあはれは、具体例を述べて説明をされた。だから、私はそういうところによつぱり問題があるのではないかと、先ほど冒頭に出しました「おそれ」というような問題についても、「おそれがある」というようなことが、ついておつたのを取つたということは、結局この法律案そのものが実効に乏しいものである、いわばざるである。こういう先ほどの参考人の説明を聞いてもわれわれがまたいままで起こつたさまざまなこの種の裁判、四大裁判とか言われるようなものを見ても、たいへんなことだということになる。この点はひとつまたあしたでもお尋ねしますけれども、この因果関係については、そういう疑問を持っていますけれども、いま時間の関係で他の党の質問もごきますから、きょうはこれで終わります。

○**壇出啓典君**　それではまず最初に、第二条の故意犯の問題について聞きたいと思うんでございますが、一昨日の委員会において、後藤委員の質問に答えて、この第二条の故意犯が成立するためには、人の健康を害する物質であるという認識と、それから公衆の生命または身体に危険を生じさせるという二つの認識が必要である。そういう刑事局長の答弁であったわけですが、この第二条案を見ますと、故意犯というのがあって、第二条

の中には故意といふのがどこにも入っていないわけですね。この故意ということばは、結局、人の健康を害する物質というものを流した、そのときに、その物質が、やはり人体に影響があるということを知って流したということ、それをさしているのか。そういう点でこの第二条というのは見出しは故意犯だけれども、第二条の中にはどこにも故意がないが、どこに故意がかかるのか。その点いわゆるこの法律の解釈として、学問的にそういう専門家の立場から見てどういう解釈になるのか、それをお聞きしたいんですけれども。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまの第二条の問題のいわゆる故意でございますが、これは人の健康を害する物質であるということの認識、それからさらに排出するということについてももちろん認識が必要でございます。さらに公衆の生命または身体に危険を生じさせるということについても認識が必要でございます。その意味においてこの二条は故意犯でございます。この見出しに「故意犯」と書いてあつて、本文にそういうところが一つも出てないではないか、そういうことでございますが、これは刑法典を初めすべての罰則がこういう書き方になっておりまして、この第三条にございますように「業務上必要な注意を怠り」云々、こういう字句になりますと、これが過失犯である、普通にかういうふうに書いておけば、これは刑罰法規においてはすべて故意犯である、かういう一つのきまつた不動の様式になっているわけでございます。

○塩田啓典君 どうも。そういう点わかりまし

た。

それで問題は、これもやはり一昨日の話でございますが、たとえば基準をオーバーしている廃液を流して、その結果、それが蓄積されて公衆の生命または身体に危険を生じさせた。もちろん生じさせたかどうかという認定は非常にむずかしいことはわかる。それは別としても、それが認定されたと考えた場合に、基準をオーバーするたとえば廃液を流しても、まあ基準というものにはある程度の安全性があるわけだから、ちょっとぐらいオーバーしてもまさかそれほどの、人体に影響のあるほどの結果は出るとは認識しなかった。そういう場合は、第二条は適用されないわけですね。

○政府委員（辻辰三郎君）これは一般の刑法理論によるわけでございます。で、まさかこういふ公衆の生命、身体に危険を生ずることはあるまいという認識であれば、これは故意犯に当たらないということになろうと思います。

○塩出啓典君　そういう認識なんというものはどうやって判断するのですか。実際ほんとうはそう思っておつても、私はそんなに思っていないかつたと、そういうことで非常に私はこの法律はでたらめじゃないかと思うのですが、ちょうど選挙違反の戸別訪問みたいで、選挙を頼みに行つたのじゃないのだ、そういう気持で行つたのじゃないければ、選挙違反にならないと同じように、ちよつとそういう点納得いかないのですが、その点どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは故意犯の性質という問題について、すべての犯罪といいますが、故意犯について共通の問題でございます。故意ということの犯意でございますが、犯意が成立するためには事実の認識というものが要るわけでございます。その認識というのは刑法的には未必の認識ということも含まれるということになるわけでございます。そういう認識があるかどうか、そういう犯意があるかどうかということは、個々の具体的事例によって諸般の事情から認定をしてい

くという事で、これは一般の刑法規全体に通ずる問題でございます。

○塩出啓典君 わかりました。

それで小林法務大臣にお聞きしたいのですが、そういう点で実はいまの話では基準をこした水を長年出す、そうしてそれが蓄積して、たとえば水俣の有機水銀のような、そういう結果を招来したと仮定します。けれども、そのときには基準をこしていることは知っていても、これは行政罰の対象にはなりませんけれども、これほどの結果を招来することは知らなかった。そういうようなことは私はあつちやならぬと思うのですよ。なぜかならば基準というものは、これはやはりこの法律自体が、そういう国民の健康を保護するためのいわゆる公害の法令ですから、その基準をきめたということは、この基準以下であるならば身体には影響がない、そういう基準なんですから、その基準をこえた場合には、これはやっぱり第二条の故意か、第三条の過失か、どちらかには適用せなければ、ちよつとおかしいのじゃないか。おかしいじゃないかと言っても、私が言うわけであつて、法律がそうなっていないければしかたがない、その点はどうなんですかね。

○政府委員(仕屋三郎君) たいへん技術的な問題でございますから、私からお答えさせていただきます。

いわゆる排出基準とこの法案におきます二条、三条の犯罪の成否という点の關係でございますけれども、この排出基準といえますものは、個々の多数の工場、事業場があることを一般的に前提としたしまして、個々の工場、事業場における排出の限度をきめておるわけでございます。したがって、たくさんの工場がその基準以内で排出しております限りは、たくさんのものが集まってもなお、先ほどのお話のように、安全度が十分見てございますから、公衆の生命もしくは身体に危険を生じさせる状態というものは事実上発生をしないわけでございます。

本案における二条、三条は、要するに一人の行

為として評価でき、一人の行為として公衆の生命または身体に危険を生ぜしめたというだけの評価ができるもの、これがこの犯罪の対象になるわけでございます。事実的にこの排出基準等の関係においては、排出基準を守っております限りは、この法案にいう状態というものは、実際問題として実現しないというふうに考へておられるわけでございます。

○塩田啓典君 それは刑事局長が考へるのにはそれは自由ですけれども、そういう考へはよくはあり得ないと思ふのです。それは一応の考へですけれども、基準が完ぺきかという、基準が完ぺきじゃないというのか。あの水保だつて水銀の規制はなかつたのだ。なかつたということ、結局その基準を守つておつたわけですからね。そういう国のきめられた基準というものはちゃんと守つておつたけれども、やっぱりそういう被害も出てくるわけなんです。今後どんどん科学も進歩してあらゆる成分が出てくれば、やっぱりその国の基準にないものを出す場合も、基準のないもので少量のものがそれがやはり人体に影響するといふ場合もあり得ると思ふのです。そういう点で、よくは、基準さえ守つておれば絶対事故はないのだという、そういう基準が完ぺきなんだという考へがおかしいのじゃないかと思ふのです。が、そういう点どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案の二条、三条は行政上の基準とは理論的には関係がないわけでございます。私はただいま事実問題を申し上げたわけでございますが、理論的には関係がないわけでもない。したがって、排出基準のない物質につきましても、もとよりこの二条、三条のこういうものに該当するならば、これは二条、三条の犯罪が成立するわけでございます。で、私がただいま申し上げましたのは、排出基準のある物質について排出基準を守つておる限りは、事実上の問題としてこういう状態というものは、なかなか本法にいう公衆の生命または身体に危険を生じさせるという状態は考へられないであらうということを申し上げ

げたわけでございます。

○塩田啓典君 そうすると、要は水質汚濁防止法とか、大気汚染防止法とかそういう関係諸法令における基準というものは、これは公害罪を適用するの基準にないという点においては、何ら判断の基準、ものさしにはならない。この二条、三条が適用されるには、そういう基準よりも上であるか下であるか、そういうことは、これは行政上の問題であつて、結局ここで問題になるのは、この流した人が、どういふのですか、そういう健康を害するものを、健康を害するであらうという結果を予測しながら流したかどうか、それがこの公害罪を適用するか適用しないかの分かれ道だと、そう考へていいわけですね。

○政府委員(辻辰三郎君) この基準というものは私は正しいといふ場合を申し上げておるわけでございますが、かりに排出基準というものが誤つておるといふ場合を仮定いたしまして、誤つた排出基準といふものを守つておつた、その結果、この本法にいう公衆の生命、身体に危険な状態といふものができたといふ場合は、この通例の場合は、故意または過失がないということに相なるかと思ひます。

○塩田啓典君 そうすると、基準値以下の基準をちゃんと守つておれば、どういふ被害が出るかとそれは故意、過失、これには当てはまらない。これはしかし一般的には言えるわけであつて、たとえばきょうも実は午前中に参考人の人に聞いたわけですが、これも、企業のほうから非常に科学技術がどんどん進んで、専門に小さな成分のことも一生懸命研究しておる。その結果、いまの基準といふのは非常によくない。これだけ出しておればほんとうにはあぶないのだけれども、そういうことを会社側が自分から言ひ出すわけにはいかぬわけですよ。そんなことをすれば、もう自分の首を締めるようなものだから、こつそりひとつ基準をいいことにして、身体に少々危険があるけれどもやつたれと、そういうわけで流して被害が出れば、それは当然故意犯なりあるいは三条の過失犯なり、

それがやはり当然適用されるとは考へるのですけれども、その点どうですかね。

○政府委員(辻辰三郎君) 仮定の問題といたしまして、かりにそういうことがあれば、これは稀有の場合だと思ひますが、かりにそういうことがあれば、これは二条または三条の犯罪が成立すると思ひます。私はその意味におきまして先ほど、通例の場合は、故意または過失がないといふふうに申し上げた次第でございます。

○塩田啓典君 そうすると、法務大臣が委員会の答弁において、基準を守つておれば公害罪が適用されることのないのだと、そういうことを言われたことは、通例の場合は当てはまるけれども、先ほど言つたような場合から考へるならば、基準を守つておれば公害罪は適用されないのだといふ考へは、私は九十九%当てはまるかも知れぬけれども、一〇%それは正しくない、ほとんど適用されないと思ふと、そのようにばくは訂正すべきじゃないかと思ふのですけれども、その点どうですか。

○国務大臣(小林武治君) そういうことが絶無とは言ひませんが、実際問題としては私も予想してないといふことです。

○塩田啓典君 そうすると、これはもう一回大臣にお聞きしておきますが、現在の水質基準なりあるいはそういう排水基準をオーバーした水を出して、そのために人体に影響を及ぼすような、そういう被害が出て、その排出した人がそういう結果を予想しなければ、この第二条の故意犯、第三条の過失は当たらないと、そういう刑事局長の答弁だったのですけれども、それは大臣も了承ですか。

○国務大臣(小林武治君) 刑罰の結果を評価するから、危険を生じさせたと、こういう事態がなければ、問題にはならぬといふことです。

○塩田啓典君 そうすると、私は今回の法案の提案趣旨の中に、いままでの刑法というものが結局は不備であると、そういうのを補うためにこういう法案がつくられたと、そういうわけですから、

も、いま言つたような、そういうことになりまうと、結局今回の法案も、言うならば、かかしといふのですか、かかしといふのは、皆さん午前中おられなかったからわからないけれども、結局ほとんど適用されることはない、ただ、一つの犯罪だといふそういう精神的な牽制を与えるにすぎない、そう私はなるのじゃないかと、そう思つておるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○国務大臣(小林武治君) これは刑法上は傷害という事実がなければ処罰しない。ところが、今度の法律では傷害という実害が生じなくても、危険が出ればやると、こういうところに非常な進歩と申すか、やり方の相違があると、こういうことでございます。

○政府委員(辻辰三郎君) 午前中の参考人の御発言とも関連いたした質問でございますが、この法案の刑事法としての意味はたいへん私どもは大きいと思つてございまして。現在の刑法におきまして、この刑法を刑事法的なものとしたしまして、公害の事態に対処し得るものとしたしましては、ガスの漏出罪であるとか、あるいは飲料水に関する罪とかといふものが刑法典にございまして。それから業務上過失致死傷罪といふのも刑法典にございまして、刑法で大体いわゆる公害の事態に対処できるものはこういうような規定だと思つてございまして。このガス漏出であるとか、飲料水に関する罪は、これは故意犯であります。故意がないとだめな犯罪でございまして。それから業務上過失致死傷罪は、これは過失犯でいいわけでございますが、致死とか、致傷といふ結果が発生していなければ処罰できないわけでございます。

さらに刑法におきましては罰則規定と申しますか、法人に処罰を持つてくるという罰則規定というものが全然これはないわけでございます。こういう点を考へてまいりますと、そういう現在の公害事象を刑事的に評価いたします場合の刑法典の不備といふものは非常に少なくないと言へるのでございまして、そういう欠点と申しますか、穴を

この法案が埋めておけるといことで、この法案の刑事法的な意味は少なくないと思ひをいたしておる次第でございます。

○塩出啓典君 じゃ、この問題について、具体的な例で最後にお聞きしたいのですが、これは先ほど小林委員のほうから水俣病の例が出ましたけれども、水俣病の場合は、日本窒素は有機水銀を出しておつた、けれども、そういうものがそれほどの、人体にあつた悲惨な水俣病のような結果をもたらすという事は、当時の技術としては——現在ではそういうことはわかりますけれども、最初にはわからなかつたと思ふのです。そうすると、そこには故意も過失もあるとは認められない。そういうわけで、もしこの法律が十年前からあつたにしても、この水俣病については公害罪を適用することができない、イタイイタイ病についても同様である。そう判断していいわけですね。

○政府委員(辻辰三郎君) 先ほどの御説明で、十年前にこの法律があつたした場合のことでございますが、この場合には、やはり十年前にも、現在起こつておりますように水銀なら水銀というものが、有害な物質であるということが客観的に明らかになつており、行為者もそういう認識を持つて排出したということが必要なのでございませう。そういうことがあるというのを前提にして先ほどはお答えを申し上げた次第でございます。

○塩出啓典君 それでは次に、「危険」という問題でございますけれども、この「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた」と、そういういふゆる判断ですね、これが非常にむずかしい問題だと思ふのです。そういう点で科学的なそういう立証を必要とする、そういう点から考えると、はなはだ因果関係というものは明確でない場合がほとんどである。そういう点でやはりこういう法律が通過して一つの事件が問題になつたときに、大体どういふ方法で判断をするつもりなのか、そういう点では、その一つの方針が何かあるのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) いまのこの「公衆の生

命又は身体に危険を生じさせた」という、この危険な状態というものをどういふふうに認定するかという問題であると思ふのでございませう。これは先ほど申し上げましたように、科学的な鑑定知識をもとにして認定するわけでございます。その場合にも、先ほど申し上げましたような現在の有害物質のうちで、そういう認定が可能なものを具体的な事象に応じて、それぞれ可能なものも少なからざるわけでございます。ないものもございませう。ある限りにおいては科学的鑑定というものを前提にした認定が行なわれると、かように考えております。

○塩出啓典君 それでは、衆議院の連合審査の第一日目のわが党の正木委員の質問に答えて、辻刑事局長はこういう魚の例をあげまして、もちろん前提としては有毒物質——水銀の場合ですね、その水銀を工場が排出していると、その排出の量が最終的には人間に汚染されるおそれがあるという、その程度の水銀、しかもその魚が人間が常に常食していると、そういう条件のもとにプランクトンが水銀に汚染されている場合、魚が水銀に汚染されている場合、そういうような段階をあげて、そして魚に水銀が入つた場合ですね、そういうときにこれは危険な状態だ、そのように議事録にはちゃんと書いてあるわけですが、有機水銀が非常に有毒であるといふことは、これは水俣病の場合からはっきりしています。その場合にそれでは有機水銀が何PPMまであれば危険と判断するのか。一PPMあるいは二PPMである程度のもので、魚が水銀に汚染されたから危険な状態だと思ふのです。だから、ここでいう、魚が水銀に汚染されたから危険な状態だとは必ずしも言えない。その程度が問題だと思ふのですが、その程度というのはどのように考へておるのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) これは先ほど御指摘の場合を、そのまゝの例としてお答え申し上げたいと思ふのでございませうが、この法案におきまして「公衆の生命又は身体に危険」な状態といふのは、公衆の生命または身体に対する一つの障害、

障害の可能性がある場合、これが危険であるといふ定義と申しますか、解釈でございます。

そこで先ほど御指摘の例にもございましたように、その汚染された魚を付近の住民の方が通常の頻度で食べておるならば、通常人ならば自分の身体が汚染されてくるという状況であれば、ここに身体に対する障害の可能性があるという意味にございませう。これは具体的な案件によつて、何PPMとかという問題はまた変わってくるかもしれせんけれども、そういう意味では私は危険だ、こういうことを申し上げたいのでございませう。

○塩出啓典君 この問題について私は新聞で見たんでございませうが、議事録は見えないからよくわからないうえですけれども、法務大臣は公害の手引き書をつくと、おそらく私の感じでは、魚には何PPM以上あつたら危険な状態だ、もちろんお米も頻度にもよりますけれども、あるいはお米はカドミウムが問題になっていまして、お米の場合は、たとえば何PPM以上が危険な状態だ、こういうようなことについて手引き書をつくる。そういう意味じゃないかと、私は判断をしたのですが、そう考へてよろしいんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘にもございましたように、これは具体的な事案に基きまして、公衆の生命、身体に危険な状態といふものが、これは科学的な鑑定をもとにして認定されてくる問題でございますので、一がい抽象的基準といふものは定めがたい問題であると思へております。非常に定めにくい問題であると思へております。

○塩出啓典君 公害手引き書の内容といふのは何ですか。こういうことをもし言われてなければ言われてないでいいのですが、新聞で見たところでは、公害手引き書をつくるというはつきり法務大臣は答弁されているわけですから、その内容は、これは何の手引き書なんですか、一体。

○国務大臣(小林武治君) これはこの法律を実施する場合に、やはりある程度の予備知識と申すか、基礎的な知識を与えるために適当な基準をつくつて勉強してもらおう、こういうことを言つたのでございませう。

○塩出啓典君 そのときの質問者は、危険というものを判定するのはたいへんじゃないか、一体どうするのだ。そのときに、手引き書をつくと、そういう答弁でしたが、私も危険の度合いは何PPMだと、そういうものかと思つたのでございませうが、いまの答弁では、そういう一つの事例の中においてこれは危険な度合いであるかどうか、そういうようなことを書いた手引き書ではなくて、一般的なものであるといふことですが、これはあくまでも個々の事例については客観情勢がいろいろ違うわけですから、魚といつても一年に一回しか食べない魚と、しょっちゅう食べる魚とあるわけだから、あくまでもその時点時点における科学的な判定をもとにしてそれを立証する、そういうふうな考へていいんですか。

○国務大臣(小林武治君) これはいまわかるものはある程度具体的に述べてくる、こういうことであつて、あるいはPPMの問題も出てくるかも知れませんが、大体いまの状態においてわかる基準をつくりたい、示したい。こういうことでございませう。

○塩出啓典君 それではこのけさの公聴会におきまして、参考人の考への中で、庭山という学者は、こういう危険といふものを判断する場合に、科学的判断に論拠するのではなく、むしろ社会通念、世間一般が危険と判断すれば公害罪の成立は肯定されるべきだ。そういう意見をあの人は持つておるわけですが、これは法務省としての見解はあくまでもそういう社会通念といふものではなくして、科学的な判断、科学的な証明といふものがなければならぬ。そうなのか、それともいま言った社会通念といふものを用いるのか、その点どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 私ども法務省の立場に

おきましては、科学的な知識を基礎にした裁判所の認定、これが認定であるというふうと考えております。

○塩出啓典君 それでこの危険について、いま刑事局長の答弁では、可能性がある場合は危険に入るといふんですね。ということは、結局安全でない場合が、安全だということがない場合とはやはり可能性があるわけですからね。それは危険の中にいると考えていいんですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 公衆の生命、身体に対する障害の可能性がある場合、これがこの法案にいう危険であるというふうに解しております。

○塩出啓典君 そうすると、この程度のものであれば、安全です。それをこえた場合は危険と考えるのかどうか、この点はどうか。

○政府委員(辻辰三郎君) この生命、身体に対する障害の可能性でございますが、この可能性というのは客観的に考えていかなければならない問題であると考えております。

○塩出啓典君 この法律は小林法務大臣もたびたび説明されておるうちに、予防的な効果を持つというところで、そういうような立法趣旨だと聞いておりますが、そこで私は危険であるという、そういう基準というものを考える場合に、たとえば米の場合を例にとるとした場合に、米は、じゃ一P.M.であつたら大丈夫か、危険かという問題は、結局それを一日や二日、十日食べたくらいでは何も一P.M.くらいは問題ではないと言われているわけですね。一生食べた場合は非常にあぶないと言われているわけですね。だからほんとうに私は人間の生命の尊重を考えるならば、ある一つのものを普通の頻度で一生食べても大丈夫だ、そのあたりの線を、これを危険であるという判定のところに持っていくべきじゃないかと、そう思うのですけれども、そういう考えは成り立ちますか。

○政府委員(辻辰三郎君) これもやはり一がいに言えない問題だろと思うのでございます。先ほ

ど来申し上げておりますように、具体的な事案のもとにおいて具体的な場合というものを想定して、客観的な標準から、可能性があるかどうかというふうに考えていかなければならぬというふうなことを考えております。

○塩出啓典君 私は具体的な考え方を聞いているわけですね。たとえばカドミウムが二P.M.あつても、これは二回食べてもだいじょうぶだ。けれども、それを一生食べればこれは害になる。これははっきりしているわけだ。そういうときに、それはじゃ一年ぐらいいは食べても影響ないのだから、これは危険じゃないのかというのか。もう一生たつうちに、その工場はつぶれてしまふわけですから。そういう考え方の基礎として、危険という人体に影響を及ぼす危険というその判断が、一年、あるいは五年なのか十年なのか、一生なのか。これは別に具体的事例でなくて、底に流れる根本的な考え方なんです。これは一生食べれば発病する。水俣の場合だって、一回ぐらいい食べたのじゃ危険は出ないけれども、長年食べたからああいうふうになつてしまふ。少なくとも三十年、四十年、長期間食べて、短期間であれば危険は起きないけれども、長期間の場合は危険が出るという場合には、それは当然危険の中に入れておきたい。かような主張をしているわけですね。だから事実この法案において、法案が通つてしまえば、向こうへ行つてしまふわけだから、そういうことがいえるのかどうか、その点をお聞きしているわけですね。

○政府委員(辻辰三郎君) これは可能性ということばだけの問題といたしますならば、ただいまの御指摘のように、これを二十年、三十年食べれば人体に障害がくるということも、それは一つの可能性であらうと思うのでございますけれども、この本法案の場合におきまして、公衆の生命、身体に危険な状態というものは、やはり具体的な状況のもとに、具体的な案件のもとにおきまして、客観的に可能性があるかどうかという問題でございまして、その付近の人が何十年も必ず食うようになつていのかどうかというふうな、そういう具体的な

な一つの事情のもとにおいて判断をしなければ、この危険の可能性というものは具体的な事例においては認定されてこない。そういうやり方あくまでも具体的な事情というものを前提にした客観的可能性というものが、この法案の適用する場合のわれわれの解釈であると考えております。

○塩出啓典君 もう一問だけ。そうすると、結局一回ぐらいい水銀をそこに流しても、それを魚が食つて、それで人間に影響を及ぼすなんていうことは――もし一回だけ流して、それが故意に流した。それが見つかつた。そうした場合には、それがずっと続けたいへんですけれども、たとえば一月間流しておつた。だけれども、一月ぐらいい流しただけで、結局人体には何ら影響がない。そういうことであれば、これは公害罪は適用されない。そうなりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) これまた具体的事例との関係の問題でございまして。たいへん多量に有毒物質を排出したという場合もございましょうし、そう多くない量を、しかも蓄積性のものを逐次長年月にわたつて排出して、それが蓄積している場合もございましょうし、あるいは即効性といひますか、直ちに公衆の生命、身体に障害を与えるような有害物質もございましょうし、これは具体的な案件のもと、具体的な有害物質との関係において認定されるべき問題であらうと考えております。

○委員長(阿部憲一君) 暫時休憩いたします。  
午後四時五十四分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた〕

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。  
一、民事家事調停制度改善に関する請願(第六七四号)

第六七四号 昭和四十五年十二月十一日受理  
民事・家事調停制度改善に関する請願  
請願者 札幌市北一〇条東七丁目 村川嘉

一 紹介議員 河口 陽一君  
昭和四十六年度予算において、臨時調停制度審議会の設置及び調停委員の日当増額に要する予算の実現を図られたい。

理由

一、現在の調停制度を抜本的に再検討し、時代に即応した制度に改善するため、最高裁判所は臨時調停制度審議会の設置を企画しているといわれる。第六十三回特別国会において成立した裁判所法の一部を改正する法案の採決に際し、参議院において「公害の多発等社会情勢の変化に対応した調停制度の刷新強化を図るべきである」との附帯決議をしている。臨時調停制度審議会が設置されることは、国民の福祉増進に重大な関係がある。

二、調停委員は、裁判所における民事・家事紛争の解決に参画し、その取扱調停事件数は第一審訴訟件数の六十七・九パーセントにも達しているのに、支給されている日当は、わずかに千百円で現下の経済状態に照し全く当を失つており、三千円が相当額である。





昭和四十六年一月二十日印刷

昭和四十六年一月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局